

議事日程（第2号）

平成24年3月12日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名  
一般質問

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 高橋道也君、6番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。

14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） おはようございます。14番議員の遠藤宗弘です。

昨年3月11日の東日本大震災と原発事故から1年が経過しました。日本共産党は、改めて犠牲になられた方々とそのご家族、関係者に深い哀悼の気持ちを表明いたします。そして、すべての被災者、とりわけ、今なお避難生活を強いられている方々に心からのお見舞いを申し上げます。

未曾有の大震災から被災者の生活と生業を再建し、被災地の復興を果たすこと、原発事故の被害から国民の暮らしと健康を守ることは、日本の政治に課せられた最重要、最優先の課題でなければならないと思います。原発事故の被害は、1年後の現在も拡大し続け、避難を余儀なくされた方々は、いまだに増え続けています。大量にまき散らされた放射性物質は、子どもたちの健康や教育、農林漁業と食糧をはじめ、社会と産業の様々な分野に予想もされなかったような被害を次々に引き起こしています。被害が空間的にも、時間的にも、社会的にも広がり続けるという、原発事故が持つ5つの危険が、大規模かつ深刻な形で明らかになっているんです。地震国、津波国である日本に、いわゆる安全神話で国民を欺きながら、危険な原発を集中立地させ、国民と日本社会と経済に重大な被害をもたらした責任は、重大だと言わなければなりません。日本社会の将来のためにも、子どもたちの未来のためにも、政府が原発からの撤退を政治的決断することを強く求めます。日本共産党は、原発ゼロの日本を目指して、協働の輪を更に広げていくために力を尽くしてまいります。原発災害から国民の命と健康、生活、雇用と産業を守るために、徹底した除染と安全、賠償、安全な食糧、農林水産業の再生をはじめ、原発事故により、あらゆる被害の拡大防止と解決が求められています。国と東京電力の責任で全面的な解決を図るよう強く要求します。福島原発事故の原因究明どころか、原発内部がどうなっているかさえ分からないにもかかわらず、新たな安全神話を振りま

きながら、原発の再稼働を強引に進めようとしている政府の態度は重大です。福島原発事故の収束宣言を撤回し、事故原因究明のあいまいなままの原発再稼働の押し付けを中止することを強く要求します。野田内閣が強引に進めている消費税増税とTPP参加は、復興に逆行し生活と生業の再建に重大な障害を持ち込むものです。暮らしと地域経済に冷や水を浴びせ、懸命に立ち上がろうとしている中小企業、商店を押しつぶす消費税増税と、被災地の基幹産業である農林漁業に壊滅的な打撃となり、地域の雇用を喪失させ、医療や金融など国民生活のあらゆる分野に重大な障害をもたらすTPP参加に、日本共産党は断固反対し、広範な人々と力を合わせて戦う決意です。川俣町民は、全町民が原発被害者という立場、一刻も早く元の生活に、子どもの安全を守ってという願いに、町当局がどうかたえていくかが問われていると思います。

まず、第一の問題は、早急に全町の除染を進めようという問題であります。12月議会で、今年度中に除染計画を策定し、除染を進めるとの答弁を受けましたが、当町の除染計画は具体的にできているのかどうか、いつからどのような方法で実施するのか、その前提となるべく仮置き場は、どこに何か所決定したのか、住宅の除染を行った場合に、壁面などの補修とか宅地の補償なども必要になると考えるが、これらも考えに入れた除染計画とする必要があると考えるが、当局の考えを質したいと思います。

2つ目の問題は、学校運営の問題についての提起であります。原発災害によって、当町の山木屋地区は、計画避難区域として住むことができなくなってしまい、大半の子どもが旧町内等に避難しています。飯舘村の子どもが、川俣町の学校施設から出て行くことになれば、仮設の学校ということで、山木屋の子どもたちの教育をすのではなしに、川俣の子どもとして一体的に教育を進め、不便さを解消すべきではないかと考えるわけであります。もちろんそのためには保護者との十分な話し合いが必要とは考えられるが、当局の考えを質しておきたいと思うわけであります。

3つ目の問題は、避難者用の住宅を建設という問題であります。東京電力と国によって進められた原発災害によって避難させられた町民が、仮設住宅に入ってもうすぐ1年を経過しようとしています。自然災害であっても、仮設住宅暮らしは2年となっています。加害者が明確であるにもかかわらず、いまだに安定した住宅の提供の動きがない。山木屋地区の除染のめども立っていないとなれば、今から避難者が安心して暮らすことのできる住宅の建設を加害者の責任で造らせるように働きかける必要があると考えるが、当局の考えを質しておきたいと思う次第であります。

以上、大きく3点について、当局の考えを質しておきます。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。今日から一般質問を行います。よろしく願いをいたします。

14番 藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、はじめに、第1点目の早急に全町除染を進めよとの中の12月議会で、本

年度中に除染計画を策定し除染を進めると答弁していたが、除染計画はできたのかについてのご質問でございますが、川俣町で作成しました川俣町放射性物質除染計画につきましては、平成23年12月28日に第1版を策定しまして、福島県に提出をしてきたところでございます。しかし、除染の手法など、国、県においても具体的になっていない部分があるため、当初から除染制度の改正や除染技術の更新などがあった場合、適宜最新の状態に改正することとしており、これまで議員各位からいただいております意見などを踏まえた見直しも、今後、対応する考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、いつから、どのような方法で除染を実施するのかについてのご質問でございますが、まず、いつから実施するかについてでございますが、除染の開始につきましては、町で実施する除染の実施内容、要綱、要領を確定し、除染の仕様を決定する必要がありますが、これらの対応が出来次第、平成24年度のできる限り早い時期に、実施してまいりたいと考えております。

次に、どのような方法で実施するのかとのご質問でございますが、方法につきましては、環境省で作成しました除染関係ガイドライン、及び福島県で作成した除染業務にかかる技術指針を基本に町の除染を実施していく考えであります。また、近日中に国より除染に関して新たな技術書が提示される情報もありますし、町において、専門家、業者、地域代表者等の除染関係者を構成員とする協議会を立ち上げ、除染方法等について協議しながら、より効率的で効果的な除染方法により、進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)の仮置き場は、どこに何か所決まったのかについてのご質問でございますが、現在、放射性物質汚染物質の仮置き場として決定している場所はありませんが、各自治会や関係団体等と連携を図り、場所の確保に努めているところでございます。今後は、仮置き場としての客観的な諸条件、民家の位置とか道路の状況、傾斜地等々を地図上で表しながら、仮置き場の候補地の中から関係者の理解をいただき、町の仮置き場を決定してまいりたいと考えております。

次に、(4)住宅の除染を行った場合、壁面の補修や立木の補償なども必要になると思うがの質問でございますが、まず、住宅除染につきましては、事前に調査を行い、除染実施計画を策定し、所有者の方々から承諾をいただき実施することとしております。その後、住宅除染を実施することになりますが、その作業に伴う壁面などの補修については、高圧洗浄による除染作業が明らかに住宅損傷の起囲となっている場合について補修に対する修繕額を町がお支払いするということになっております。また、除染作業者の故意、過失が原因となった住宅の損傷については、作業受託者の責任において住宅損傷の補修を行うことといたしております。

次に、立木の補償についてですが、住宅敷地内の除染作業において、明らかに高圧洗浄による除染作業で損傷した樹木に限り、立木の補償をいたします。立木の補償についても、除染作業者の故意、過失が原因となった場合については、作業受託者の責任において立木の補償を行うこととなります。

次に、避難者用住宅建設をの質問でございますが、町といたしましては、計画的避難区域に指定され、一緒に避難してきたことから、帰還する際も一緒に戻るということを基本姿勢として考えております。そのためには、国による本格的な除染を徹底して行っていただき、一刻も早く安全、安心な生活環境を取り戻していくことが重要であると考えております。併せて住居等の財貨物の補償についても、国及び東京電力に強く求めているところでございます。議員もご承知のとおり、現在、国において、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う避難区域の見直しの検討を進めております。放射線の年間積算線量に応じた区域の見直しであり、年間20ミリシーベルト以下の区域は、避難指示解除準備区域、20ミリシーベルトから50ミリシーベルト以下の区域は居住制限区域、50ミリシーベルト超の区域は帰還困難区域の3区分に見直しすることとなっております。この基準に照らした場合、現在のモニタリングの状況から言いますと、山木屋地区については、避難指示解除準備区域と居住制限区域となる可能性があることから、町といたしましても一緒に帰還するという考えのもと、この見直しにより地域が分断されないよう国に要望しているところであります。そのため、子どもも親も一緒に帰還できる環境を取り戻す徹底した除染を国に求めています。このような状況から、これからの本格的な除染の実施状況や効果等を総合的に考慮し、住居建設につきましても慎重に検討していくことが必要であると考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、2点目の学校運営についての「飯舘村の子どもたちが、川俣町の学校施設から出て行くこととなれば、仮設の学校ということで山木屋の子どもたちを教育するのではなく、川俣の子どもとして一体的に教育を進め、不便さを解消すべきと考えるがどうか。」についてのご質問でございますが、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、計画的避難区域の設定を受けた山木屋幼稚園山木屋小・中学校の子ども達は、現在、川俣町内の教育施設において単独校として学校運営をいたしておりますことは、議員既にご承知のとおりであります。議員お質だしの山木屋地区の子ども達を川俣の子どもとして一体的に教育を進めてはどうかとのご質問でございますが、教育委員会といたしましても、有効な選択肢の1つであると考えております。山木屋小学校は、安達郡山木屋村立山木屋小学校として、明治8年4月15日に創設され、以来、今日で130有余年の歴史と伝統を誇る学校でありまして、川俣町への合併後も山木屋地区の教育文化のシンボルとして、地区民の方々の手厚い援助のもと、大切に守られ今日に至っております。このような伝統校を今後、川俣の子どもとして一体的に教育を進めることとなりますと、当然、学校の統廃合の問題が出てまいります。教育委員会といたしましては、既に山木屋地区の保護者や学校関係者と今後の山木屋小・中学校の学習の場の確保や望ましい教育環境の等につきまして協議を進めておりまして、児童生徒をはじめ保護者の意見は現在のところ、山木屋小・中学校単独での学校運営を希望いたしております。また、過日、山木屋

自治会から山木屋小・中学校を川俣町内に設置していただきたいとの要望も受けたところでございます。したがって、議員のご質問の件につきましては、引き続き山木屋地区の方々の意向を十分に聴取し協議する中で、教育委員会として結論を出していくことが適切と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 再質問させていただきたいと思うんですが、第1番目の除染の問題なんですが、除染を進めるということが、川俣町を元の状態に戻すということが第一歩だとは思いますが、私はどう考えても、今の体制で本当に除染がやれるのかということが非常に心配になってくるんですね。例えば予算額だけを見ても152億円の予算で除染をするということになるわけですよ。これ152億円というのは、川俣町の当初予算70億円とか何かいろいろありましたが、これをはるかに上回る予算の執行を伴うことになるわけですね。ところが、今のままの体制でいけば原子力対策課職員6人でこれの執行に当たる。しかし、これだけではないんですね。原子力対策課がやらなくてはならないのは、賠償問題もやらなければならないし、いろいろと対応が食品の安全検査もやらなければならないという、こういういろんなもろもろが出てくるんですよ。だから、この体制のままで予算が可決されたとしても、絵空事になってしまうのではないかなと思うんですが、その辺の原子力対策課の体制をもっともっと充実させる。いや、150億円の予算の執行をやるんだとすれば、今の町役場の職員ぐらいの人数でやったってなかなか大変だと思うんですよ。現に去年なんかの予算の執行を見れば、70億円ぐらいの予算の執行をするのに議会で予算を取っても、なんぼにも進まないというのがいくらかもあったわけですね。こういうことを考えると、152億円の除染を6人やそこらでできると考えているのかどうか、その辺のことについて、まず、聞きたいと思えます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問でありますがお質しのとおり、この金額から見れば、川俣町の今までの予算の4倍弱ぐらいの予算が除染費用になっているわけでありまして、大変大きな金額になっているわけでありまして。この除染につきましては、初めてのことでありますから、組み立てについてはなかなか容易でない面があることは、我々も重々承知しております。その中で質問にありますように、今の体制の中で十分にできるのかという質問であります。今、十分にできるとは思っておりません。そのためには、強化をしなくちゃならないと思っています。そんなことで、4月の人事も含めて体制づくりをしていきたいと考えているところがございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あの結局、町長は、できるとは思っていないと言うんだけど、このいわゆる町の行政が運営できるかどうかというのは、まずは、予算の問

題なんです。だから、できると思っていないと言うのであれば、予算にちゃんとやっつけられるだけの人員の配置やなんかも伴っているなら私は何も心配しないんですよ。町長が提案した予算から見れば、原子力対策課は依然として6人で除染を全部やれということを命じているんですよ、予算書を見る限りは。だったら、町長は、それではなかなか大変だと思っているんなら、せめて原子力対策課30人ぐらいに増員するとかなんかという予算の配分が見られるんだったら、私はこんな心配しないんですが、その辺についてはどうなんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 人員の配置について、当初明確にできていないと言いますか、やっておりますけれども、今の6人だけでできるのかいと言われれば、これは大変厳しいと私は思っています。そういうことを素直に申し上げさせていただきました。したがって、それに伴う人の対応については、これは町のほうの人事も含め、また、人材ですね、我々だけじゃなくて国のほう、県のほう、それぞれのほうに現在、専門的な職員についての派遣も今、要請しているところでございますので、そういった体制をやっぴり4月にはしっかり立ち上げていかなくちゃならないと思っております、今、そのような答弁をさせていただきました。ですから、この予算の執行に当たっては、まず、しっかりとやっていくことが一番の基本であります。何と言っても体制づくりと言いますか、今の中でこの本格的な除染に入れば、この予算の執行に当たっても、議員お質しのとおり、いつまでも執行できないことでは、これは我々もそういうことは予想はしておりません。そのためにまずは、仮置き場の確保なんでありまして、質問もございましたけれども、この仮置き場を今、とにかく何とか確保しようということで、それぞれ関係の皆様方と打合せをさせていただいたり、場所の確定について今、お願いをしながら対応しているところでございますが、そういったものをしっかりと確保して、そして、除染に入っていくというような考えでいるところでございます。そのためには、そういった人的な対応についても十分補わなくちゃなりませんから、それも含めて考えているということだけを申し上げさせていただきましたが、これはそのようにしないと進まないという状況でありますから、これは必ずやっていかなくちゃならないと思っております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 対応しなくちゃならないって、今議会で議論しているのは、来年度の予算は提案されて議論しているんですね。来年度からすぐにスタートするためには、体制の問題もちゃんと予算化されていなければならないですよ。で、今、人員の体制やなんかの問題が、この6人でということになると、この次は恐らく6月議会までずるずるといくことだけははっきりしているんですよ。だから、私は心配しているんです。ましてや、この事業をやるのに、根本的に何としても必要なのは仮置き場だと、町長が言った、そのとおりだと思います。仮置き場の体制については、これはいろいろ専門的やなんかの説明がなければ、だれも了解しませんよ。だから、仮置き場の設置については、国から今、何人々が来ているのか分かりませ

んが、環境省からも恐らく来ているんでしょう、川俣に。だから、環境省の問題でやるんだとすれば、環境省が川俣に入って仮置き場があんたたちが起こした事故なんだから、全部環境省の責任で仮置き場の了解まで取って、設計までやって造ってくれというくらいの迫力がなかったら、これは進みませんよ。その辺の考えどうなんでしょうか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番議員の質問でありますけれども、それくらいの徹底したことをやっていかないと私も進まないと思っています。国のほうにもそれら人員の派遣について今、強く要望をしているところでございます。しっかりとした体制を作っていくことを基本にして、我々職員の中でも専門的な知識を持っていることについては、情報、研修会、いろんな場では研修はしておりますけれども、そのようなところまでは進んでおりませんので、もっと国が進めている除染事業を含めた仮置き場の設置について、基本的に国の基準に従った仮置き場を造るわけでありますから、そういった知見、知識の持った方に来ていただいて、しっかりとした説明をしながら、この仮置き場の理解をしていただくということがいかなないとなかなか理解が進まないものと思っておりますので、そのような体制づくりを今、目指しているところでございます。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私が言っている考え方と町長の考え方は相当ずれがあるんですね。私は、東電と国が起こした事故の終末をまず、川俣で仮に終結しようということで動くのが仮置き場ですよ。だとすれば、東電と国の責任で住民を納得させて仮置き場を設置して、さあ、ここに持ち込んでくださいと言うぐらいのことを東電と国がやるのは当たり前だと思っているんですね。だって、自分たちは責任を感じているから、山木屋については国が責任をもってやると言っているわけですよ。ならば仮置き場というのは、嫌が応なしに放射線量が高くなるわけですから、低くなる仮置き場はないですから。だったら、そういう措置する場所を設置するのであれば、国の責任でやってもらってくださいよ。やりなさいと要請する。応援を受けてしっかりと説明を受けて、それでやりますなんか、そんな生ぬるいことだったら、国も東電もできるだけ手を引こうという考えきり持っていないわけですから。金を出して処理しようという考えでいるわけですから。彼らの考えていることぐらいすぐ分かるでしょう。だから、仮置き場は全国的に見たって大変なんだと。今、岩手や宮城のがれきりだって受け付けないと言っているわけですよ、全国で。だから、川俣で出た放射性物質をちゃんと安全に保管するというのであれば、それなりの体制を取らないとだめですよ。だから、これは国と東電の責任で仮置き場、川俣に必要なだけの仮置き場設置するまで、職員100人でもなんでも派遣して、あんたたちの責任でやってくれと。ただし、そこで良いという承認をするのは、町長ですよ。そこだけ譲らないで、やっぱりちゃんと説明やなんか全面的にやらせるという、そのぐらいの体制取らないと絶対できないと思いますよ。これはもう町長が一番分か

っているでしょう。あの県のいわゆる除染事業で、最終的にトラブったのは仮置き場ですよ。あんな仮置き場だって、そういう問題が出るわけですから、これから大きくする仮置き場については、そんな生ぬるいものではないわけですから、もちろん金だっただけかかるわけですよ。そんな金の心配は川俣でやっていられないですよ。最も効果的な仮置き場にするんだったら、鉛板でも張ってちゃんと小屋造ったりなんだりすれば出ないことだけは化学的にはっきりしているわけですよ。そういうものだって設置させながら、国の責任でやらせるという態度にきちっと出ないと、これはだめだと思うんですが、その辺のはっきりした考えを聞きたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員のお質しのとおり、これは国、東電の責任でやっていること、そういう基本的な考え同じであります。しかし、国のほうのこの除染の取組みについては、議員ご承知のとおり、いわゆる放射線量、あるいは避難区域のところにおける区分けをした経過がございます。そんなところで、先ほど私が申し上げたようなことは、我々自身がそのように予算は今回、多くの予算をいただいておりますけれども、具体的に進めていくにあたっての専門的な知識を持っていないわけでありますから、それらをしっかりと町のほうでいて、そして、仮置き場についても住民の皆さんの理解を得るためには、安全が一番でありますから、安全を確立できる仮置き場なんだということを専門的な知識、立場の中から説明をさせていただいて理解をしてもらうというようなことには進まないと思っておりますので、先ほど申し上げました現時点の考えでありますけれども、協議会の中にそういった専門的な方も入っていただきまして、これは国の責任でやる中で、仮置き場もこのように安全なものを国の基準に従ったものにするんだというようなことの説明をしていかなくちゃならない。そんな考えで、そのような答弁をさせていただきました。十分今、議員が言われるように、東電、国の責任であることが我々当然だと思っております。そうでなければ、こんなことやる必要がないわけでありますから、しかし、今回の国のほうの除染の対応についてのやつは、現在、答弁したような内容でありますので、その中での町としての対応の仕方について答弁をさせていただいておりますので、よくご理解いただきたいと思っておりますとともに、また、今の質問につきましては、これは私どももこれからもっともっと強く言っていく考えでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、例えば仮置き場を見たって、仮置き場の設置、設計委託料が6,300万円、仮置き場整備工事請負が5億4,300万円という金額になるわけでしょ。だから、これだけで6億円ですよ。だから、これにただ単に説明やなんか暇つぶしに専門家が来たってどうなるものでもないんですよ。この地形だったら絶対安心だと、私が責任をもって言明できますという人が来てですよ、そこに仮置き場できるまで居座ってもらうと、川俣にやっぱり常駐してもらうと。工事もしっかり手抜かりのないちゃんと工事をやり遂げるのを見定めさせるという

ぐらいのことがなかったらば、後で事故起こったのは全部町当局が責任を負わされるんですよ。だから、これ仮置き場一つ見ても、流水が入って地下水に浸透したなどといったら大変なことになっちゃうわけですよ。だから、これをやっぱり国の責任でちゃんとそこまで責任を持ってくれということで徹底を進めていかないと、6か所設定するんですから、専門家なにも20人なり30人なり国に要請したら良いでしょう。設置ができるまでは帰ってもらっては困ると。そのぐらいの体制取らなかったらば、国がとにかく逃げることで、東電も逃げることでっさり考えていないんですから。そこら辺の考え方、きちっと町全体で、庁内で意思統一をして、このままで原子力対策課に任せられたら、本当に原子力対策課死ぬほど頑張ったってできませんよ。そのことについてはっきりさせてくださいと言うんです、私。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議員お質しのとおりでありますので、私もそのようなことで国のほうに申し上げていく考えでありますので、ご理解いただきたいと思っております。全くそのとおりであると私も思っております。現実的に仮置き場の問題は、流出や水の問題から含め、場所の問題からも含めて今、いろいろと場所の選定といいますか、候補地挙げてやられておりますけれども、そこ見ただけでいいというんじゃないくて、今のことも踏まえながらしっかりとしたものを作っていかないと、より不安を増すような仮置き場を設置することになってしまいますので、その辺は十分専門的な指導をいただきながら、進めるべきだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 仮置き場の設計委託料は6,300万円と言っていますが、これ本当はやっぱり地盤やなんかまで全部流水の動きまで調べてやらないと、住民ややっぱりなかなか納得できないんだと思うんですね。そういうところまでやるには、これは何も専門家、川俣にいたっては私思えないんです。原子力対策課非常に勉強なさっておるようですが、そこまでやっぱり理解しない限りは、みんなだって納得できないと思うんです。だから、それはやっぱり設置するまで、大体国自体が最終終末の場所決められないでいるわけでしょう。高濃度の双葉や大熊だって、全然ここもまだはっきりできないでいるわけでしょう。だから、比較的放射線の低い川俣町で、やっぱり国が責任を持ってやれというところまで、やっぱり国に迫っていく必要があるんだと思うんです。それはある面では当たり前ですよ。川俣町の職員の中で、放射線を専門に勉強している人採用したなどという歴史はないわけですし、また、必要もなかったわけですよ。そういうところに金くれるから、さあおまえらのほうでやれと、責任は持てませんよ、これはだれだって。だから、これは国が進めた責任があるわけですから、国にそういう対応まで迫っていくということを是非町長は、まあそういう方向だということで、頑張ってもらいたいと思うんです。

それから、次の問題なんです、除染の問題を進めるにあたって、仮置き場がで

きたとしても、除染を進めるにも、これはなかなか大変な問題があるんですね。例えば山木屋でモデル事業で大成建設が入ってきてやったと。だって、あれが除染なのかというのを私のはっきり感じるんですね。壁は崩れそうですから手は付けません。屋根に上がったら瓦が割れますからやれません。こんなことだったら除染にならないと思うんですね。古い瓦には放射線逃げて通って付いていないんですか。壊れそうな壁には付いていないんですか。こういうことになっちゃうんですよ。だから、必要だとすれば、瓦、屋根が全部壊れると言うんだったら、壊れたって、放射線ばらまかなければ、そのままの住宅に住んでいられたわけですから、放射線を取るためには、瓦屋根を全部吹き替えることぐらいのことはやっぱりやってやらなくちゃならないでしょう。一般の損害賠償だって、そうだと思うんですよ。車ぶつけて壁壊した、これは今まで壊れそうだったからこのままでいいでしたと済まないんですよ。新しい壁を造って返さなくちゃなくなるんですよ。それが世の中の常識ですから。これ除染だって、崩れそうな壁があったら、壁を崩して新たな壁を張ってやる。瓦屋根掃除のために上がったら割れちゃうと言うんだったら、瓦をそっくり全部取り替えたらいいですよ。そのぐらいの覚悟で除染にかからなかったらば、誰が原因を起こしたんだというところをはき違えているから、予算の範囲内で70万円でなんとかしましょうとかなんかということになっちゃうわけですよ。県も全く無責任なんです。実態を踏まえてないことをやっているわけですから。こういうところを地元から現地から一つひとつやっぱり足を踏み出して、対策を取っていかなければ、この新しい家はきれいにできるけど、古い家はそのまま我慢してくなんしょと、そんなわけにはいかないわけですから、その辺の考え方について聞きたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

今、議員ご指摘の壁、屋根等の問題でありますけれども、今の状況をいろいろと調査をしますと、大変地震で壊れているところもあったり、壁についてもひび割れが生じている部分もあったりしているところも現状かと思っております。今のところその部分についての補修手当については、今のところ交付金との対象にならないというようなことが1つございます。議員ご指摘いただいたように、その部分について再度県とも調整をして、その補修なり、やる前の段階の調整をもう少しいろいろと検討させていただいて、できるものについてはやっていくというようなことで、対応のほうを進めていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 課長は、まあ予算の範囲でやらざるを得ないということだから、これは課長の答弁はそういうことにならざるを得ないと思うんです。しかし、それではやっぱり被害にあった住民は納得できないと思うんです。原因者がいるわけですから。だから、原因者にやっぱりこれはすべて負担を迫っていくということではやらなければ、川俣が安心して住める町には戻っていかないんですね。だから、

そういう点をきちっとやっぱり今後、国や県にお願いしますじゃないんですよ。国、県まで含めて、プルサーマルまで入れて、更に危険度を増したのは県の責任なんですから。遠慮しないでやはり地元の声をきちっとぶっつけていくと。必要な予算は出させていくということでやらないと、この解決につながらないと思うので、その辺のことについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの原因者への負担ということのお質しでございますが、その部分についても、いろいろと町のほうとしても国、県、また東電のほうに申し上げるべきについては、十分申し上げて対応すべきということで考えてございます。

以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私が一般質問してからロードマップなるものを見せていただいたんですが、これに対しては意見を述べる場がどこにもなかったの、あえてここで申し上げたいと思うんですが、このロードマップでいきますと、川俣町の除染というのは、半分は今年度やるけれども、あとの川俣、鶴沢、小神、羽田、秋山については、1年間黙って待ってろという内容になっているんですね。この原子力災害については、私は一貫して線引きやなんかをやるなということをして盛んに言ってるんですよ。何を根拠に、いわゆる線量が高いから低いからということでも、受け止め方は住民は全く別なんです。低くたって危険だと言っている人もいるし、高くたって安心だと言っている人もいるんですよ。こういう住民の感情や何かをいわゆる行政側で線引きして、あんたたちは来年ないということにはいかなないと思うんです。これはもちろん原子力対策課長のほうで計画立てるとすれば、6人の人数でやれと言われたら、これだって無理だと私は言っているわけですから。これでも無理ですよ。半分に分けて2年がかりでやろうたって。何も2年がかりに子どもや何か放置する必要がないんですよ。必要な人数をかけて、1年で終わっちゃうという、そのぐらいの取り組みにならないと、本当に住民が安心して住める町にはならないと思うんです。川俣は比較的低線量だから、他の町村のまねしている必要はないと思うんです。どんどんやはり進めて、安心して住める町にしたいと思うんですが、この線引きについての根拠は何なんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

ロードマップの件でございますが、これにつきましては、川俣町、まずは全地区モニタリング調査を行いまして、特に線量の高い、又は地域の高いというようなところを重点的に24年度というようなことで計画をさせていただきました。この中身的につきましては、主に山沿いの部分から除染を行って、あと下流側のほうの部分に除染を行うというような流れで示してございます。あと24年度で実施する部分については、先ほど言われた地区の山沿いの方というような形になります。あと

川俣町はじめ、秋山地区までの間につきましては、モニタリング調査は実施をさせていただいて、特に宅地等のホットスポットと言われるような線量の高い場所については、24年度でなんとか対応すると。あと25年度について全般的な生活圏の除染も行うというようなことで考えてございまして、できれば全部やれば一番良いかなと思いますが、やはり現実的な問題として、どうしても水としては上から下のほうに流れるとおおり、やはり地域の高い部分から実施をして、こういうような形のロードマップということで進めたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 高いところから低いところにやるんだということで、でもね、例えば秋山のほうは高いんですよ。秋山のほうが高いけれども来年度だという、全く矛盾だらけなんですよ、やっぱりどうやってみても。だから、結局は自分たちの体制の中でできる範囲でやろうということの発想から出てきたんだろうと思うんですが、そうでない方向で全面的な除染という考えに立っていただければと私は思うんです。まあそれだけにしておきます。

それから、学校の運営についての問題なんですけど、これは教育委員会がいろいろ検討はなさっているんだろうとは思いますが、なぜこういう問題を提示するかというと、あの学校統廃合問題について審議した経過もあるんですね。山木屋地区については、距離が長いから、これ独立学校にしておこうということで収めた経緯があるんですね、教育委員会の検討の中で。それが現状問題として今、山木屋には誰も暮らしていないと、みんな山木屋以外から学校に通っているわけですから。そういうことを見ると、不便さを解消したほうが良いんじゃないのかなと。体育館の利用とかプールの利用とか、あらゆる機材を共有して、学校が別だったら別々に使わざるを得ないという問題もあるかと思うので、そういう点ではそういう検討も教育委員会でなさったほうが良いんじゃないかなと思うので。現に来年は山木屋の子どもは全部山木屋の学校で学ぶんですとか、再来年はそれができるんですという見通しははっきりしているならいいですよ。今の段階では、恐らく来年、再来年にあそこの学校開校しても、恐らく子ども集まらないと思うんですね。だとすると、ずうっと長い年月そういう状況が続けるのかどうなのか、その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

確かに議員ご質問のように、今、山木屋地区の子どもたちが来年帰れるとか、再来年帰れるのかという、そういう非常に瀬戸際にあることは、私も理解をいたしております。しかしながら、先週、山木屋中学の子どもたちが、自分のふるさと山木屋を思い、望郷の念から詩を作り、そして、山木屋の復興に願いを込めたあのすばらしい合唱等を見ると、教育委員会といたしましては、早急に除染を進め、速やかにあの山木屋地区に子どもを帰してあげたいという思いは強く感じているところであります。また、子どもたちの作文等を見ますと、今の仮設住宅、あるいは福島か

らの登下校について満足している状況ではございません。やはり山木屋の自然の中で、緑の中で、そして、あの田んぼのリンクで思う存分遊びたいというのが子どもたちの願いであります。そうしますと、教育委員会といたしましても、その願い、そして帰れることを信じ、そして、子どもたちにこの町内においてできるだけ教育を進めていくことが、また、これも保護者の願いに沿って進めることが重要ではないかということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 時間がないので3つ目の問題、教育委員会のほうが検討することについては、私は何も異論はないわけですが。

あとこの3つ目の問題でね、いわゆる今年の冬についても寒さが厳しいということで、仮設からは非常に苦情が出たことは確かですよ。何年もああいう状態に避難している方たちを仮設に押し込めておくという、こういうことは決して正常な姿ではないと思うんですね。天災やなんかで起こったんだとすればね、これはある面我慢してくれないかということもあるんだけれども、加害者がはっきりしているわけですから。東京電力と国が進めた事故によって強制的に避難させられたということになれば、仮設住宅2年間有効だからなどという、こういう甘い考えに立つわけには私はいかないと思うんですよ。それぞれの家庭の事情やなんかも参酌しながら、きちんと安心して住めるような住宅を建設する動きというのは、これはもう始まらないと、検討しないとできないことだと思うんですね。このままずるずる今年いっぱいいけば、来年だってあのままだということになるわけですから。だから、そういう点で、家族の実態に合った住宅の建設やなんかという希望もやっぱり出てくると思うので、これらについて仮に造るとなると3か月やそこらでできるわけじゃないわけですから、今から造ったって来年度ということになっちゃうでしょうから、再来年ですか。だから、そういう点で安心して住める住宅を造る考えはあるのか、東電や国に求める考えがあるのかどうか聞いておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住宅の建設ということでございますけれども、町としては建設水道課のほうで考えれば、当然のことながら公営住宅ということになると思います。ただ、答弁にもございますが、除染の作業の進捗状況、こういったものがやはり重要になってくると思いますので、現在、ご不便をかけながら被害者の方々が住んでおられますけども、やはり避難者の方々のご意見も集約しながら、必要に応じて議員ご指摘のとおり、安心して暮らせる住宅供給を基本的には考えてまいりたいと思います。

これで答弁といたします。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残りあと5分です。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 建設課長が安心できる住宅を造るなんかいことは、これはできないことは分かりますよ。ただ、ああいう仮設住宅ということで、多くの皆さ

んが今年の冬寒い、寒いという大問題が起こったと、それを一日も早く解消するためには、もっと安心できる住宅に移ってもらう以外にないんですよ。除染のどうのこうのと言ったって、山木屋にじゃ来年帰られるという保障はないでしょう。だとすれば、やっぱり国と東電の責任で安心して住める住宅を造れということをしちっと町として動きをとっていかないと、これは大変なことになるんじゃないかと思うので、家族はみんなばらばらに住まさせられるとかなんとかということ出てきているわけですから、だから、希望に沿った安心して住める住宅という課題は当然出てくるだろうと思うんですよ。だから、その辺について、町としてどう考えているんですかということなんですよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

あの仮設住宅、応急仮設住宅は2年というようなことなんでしょうけれども、2年すぐなるだろうという話でありますから、そういったこと当然これから大きな課題として出てくると思います。ただ、町といたしましては、先ほど答弁申し上げましたように、今年度から本格的な除染に入ります。その除染がどのようにいくのか。とにかく子どもも親も一緒に戻れる環境を取り戻す除染をしてくれというような話をしております。そういった状況も踏まえ、また、見直しの統合、出されておりますので、そういった総合的なものを考えながら真剣に対応していきたいと思っておりますが、議員お質しのこの冬型もいろいろと寒さ、あるいはまた結露対策等についても、大変な中で申し訳なく思っております。つらい思いの生活をですね、そうならないように早めに対応していただくということでやっていただいた経過もございますが、先日も、先週も地元の皆さん方との懇談会の席があったんですが、その中では狭いという要望も出されております。確かにその後、住宅を見させてもらって、また、見たんでありますけれども、だんだん荷物も増えてきますし、そういった意味では当然かなとも思っておりますので、そういった住居の不便さについては、これは我々もしっかりと受け止めて、これは国、県に要望していかなくてはなりませんので、議員お質しのことについても含めながら、今後の対応の中では検討することではいかなくてはならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 狭いというのは、もう最初から分かっていることだし、仮設の建て増しなどというのもあまり聞いたことない話ですから、新たな住宅をちゃんと補償させるということは、これは町がすべて財政負担しなくちゃならないんだという立場に立ったらこれはできませんよ。けども、加害者がいるわけですから、加害者はやっぱり被害者の要求にきちっと応えるというのが世の中の常識ですから、それにはちゃんと応えてもらえるように、ましてや今、町がこれから動き出すといったって、去年の予算の執行を見れば、臨時議会を開いたって年度末までに達成できないとかなんかということになるから、早めに手を打ってくださいということで、

お願いしている次第であります。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。  
(午前11時00分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。(午前11時15分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、4番議員 嶋原利光君の登壇を求めます。嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 4番 嶋原であります。通告書の質問に入る前に、決して忘れることない平成23年3月11日、午後2時46分、東日本大震災から昨日で1年が経ちました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、震災により原発事故で本町は放射線物質の拡散により、町民は長期的な健康不安や生活不安など、目に見えない恐怖との戦いを強いられる事態となりました。一刻も早く町民が安心して暮らせる環境の復元、全町民が原発事故の被害者であることを明確にして、先の通告書に従って、大きい数字3点について質問いたします。

まず、1点目であります。公共施設解体後の計画についてであります。東日本大震災で全壊、解体された福祉センター、また、24年度に解体される予定の旧福島県繊維工業試験場跡地利用の考えはあるのか。

2点目であります。役場庁舎解体と早期建設であります。いつ頃解体するのか。新庁舎の建設計画はあるのか。また、仮庁舎の建設は、する気があるのか。

3点目、町職員の労働環境について、以上3点について、町当局の考えを伺います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 4番 嶋原利光議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目、公共施設解体後の計画についての(1)、福祉センター、旧繊維工業試験場跡地利用の考えはあるのかについてのご質問でございますが、福祉センターにつきましては、今回の東日本大震災の地震によりまして、外壁、屋上に亀裂が生じ、天井は崩落し、老朽化による劣化もあり、通常の使用には耐えないと判断し、解体工事を行ったところでございます。このため、震災前に福祉センターの一部を利用されていた2事業所の授産施設にも、退去していただいたところであります。また、旧繊維工業試験場につきましても、地震の被害や老朽化により、平成24年度に解体工事を行うこととしております。なお、福祉センター跡地は町有地ですが、旧繊維工業試験場の土地につきましては、借地となっております。現時点において、それぞれの跡地利用につきましては、具体的な利用計画はありませんが、関係者と十分話し合いを行いながら、跡地活用につきまして協議してまいりたいと考えております。

次に、(2)の福祉センター跡地には、地域からの要望もあることから集会施設を

建設してはどうかについてのご質問でございますが、福祉センターにつきましては、これまで各種団体や自治会においてご利用いただいております。そのため、解体後につきましては、自治会の会合は老人福祉センターを利用されている状況でございます。議員ご指摘の集会施設の建設についてであります。まず、関係団体、地元自治会等と協議をさせていただき、方向性を示していきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)、旧繊維工業試験場は、避難者のための住宅団地にしてはどうか、また、(4)、屋内遊び場、グランドゴルフ場として利用してはどうかについてのご質問でございますが、跡地活用という観点からは、議員お質のような利用方法について、地元、関係団体等の意見、地権者との協議を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の役場庁舎解体と早期建設をの(1)、役場庁舎の解体はいつ頃かについてのご質問でございますが、役場本庁舎は昭和37年に建設されました鉄筋コンクリート造り2階建の庁舎であり、建設後49年が経過しております。東日本大震災により、1階玄関の柱に重大な損傷や一階階段室の耐力壁に重大なクラックが発生するなど、大きな被害を受けました。そして、建物のコンクリート強度はかなり低く、設計上必要な強度の2分の1から3分の1の強度しかなく、極めて危険な状態で、復旧不可能な倒壊に相当するものであると判定されたところであります。本庁舎を解体するためには、敷地内の機器等の移設を行う必要があります。移設作業を進めておりましたが、情報システム関連のコンピュータを9月中旬に移設、気象観測装置を2月中旬に移設を完了させました。残る県の防災行政無線は、これから3月下旬に移転を行う予定となっております。24年度の当初予算の中に庁舎解体に関する事業費としまして、本庁舎解体工事設計業務委託料216万3,000円、本庁舎解体工事費6,588万9,000円を計上したところであります。解体は平成24年度中に行うことといたしております。

次に、新庁舎の建設計画はについてのご質問でございますが、新庁舎建設となりますと、一般的な工程は基本構想の作成、基本計画の作成、地質調査、設計業者の選定、基本設計の作成、実施設計の作成、建設工事、新庁舎開設の流れになります。現在は、役場庁舎内の検討委員会を10月31日に立ち上げ、今まで視察研修も含めて5回の委員会を開催し、検討を行っているところであります。この役場庁内の検討委員会は、各課職員等から選出した14名で組織しており、基本構想等に関する調査、研究を行っております。今後、速やかに、外部の有識者も含めた検討委員会を組織し、24年度中に旧庁舎の解体、基本構想及び基本設計の策定を行い、その後、25年度に実施設計の策定、26年度内での建設工事、完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、(3)、仮庁舎を建設すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、仮庁舎を建設する場合、仮庁舎に見合う広い敷地を確保する必要がありますが、町内には仮庁舎を建設できるほどの広い町有地がない状況であります。町民の

皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、新庁舎建設業務に傾注させ、現在の中央公民館、保健センター、西分庁舎で業務を行いたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第3点目の町職員の労働環境についての(1)、平成22年度と平成23年度を比較した場合、職員の労働環境にどのような変化があったのかについてのご質問でございますが、当町では行財政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや組織機構の簡素、合理化の推進と併せ、定員の適正化にも取り組んでまいりました。現在、町長部局7課1室、議会事務局3行政委員会事務局に118名の職員体制で運営しております。職員には行政サービスの向上を図るため、各種研修によるスキルアップや適材適所の配置を行うことで行政サービスの質を落とすことなく、業務にあたっているところでございます。しかしながら、昨年3月11日に発生した東日本大震災により役場本庁舎は全壊し、保健センターに災害対策本部を設置するとともに、役場機能を中央公民館、保健センター、西分庁舎に分散移転することを余儀なくされたことはご周知のことでございます。この間、職員には震災のため役場本庁舎を失い、仮設の職場環境という大変厳しい労働条件下で、通常業務に加え、防災計画に基づく災害対策業務や災対本部業務、あるいは復興業務にも従事させており、相当量の業務量となっているとの認識もでございます。このため、平成23年度は、年度途中で2名の職員採用を行うとともに、12月1日付で震災に伴う原子力災害対策業務を所管する原子力災害対策課を新設し、所掌業務の効率化と人員配置の強化を図ったところでございますが、今後もできるだけ労働環境の改善を図りながら、行政効率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、管理職と一般職員の有給休暇の使用状況はについてのご質問でございますが、先ほど申し上げた状況下での年次有給休暇の取得状況でございますが、平成22年、平成23年の実績を申し上げます。まず、平成22年でございますが、管理職の平均取得日数は4.3日、取得率で11%、一般職の平均取得日数は7.4日、取得率で20%となっております。次に平成23年でございますが、管理職の平均取得日数は4.9日、取得率で12%、一般職の平均取得日数は7.8日、取得率で21%となっております。

次に、(3)、近隣市町村の有給休暇の使用状況はについてのご質問でございますが、平成22年の実績により作成しました勤務条件等に関する調査の結果から一般行政職員の結果で、県北管内市町村と比較してみますと、次のとおりとなります。各市町村の平均取得日数、取得率を申し上げます。川俣町の平均取得日数は6.8日、取得率は18%。福島市8.2日、211%。二本松市10.7日、27%。伊達市9.4日、24%。本宮市8.1日、21%。桑折町9.4日、24%。国見町6.3日、17%。大玉村10.3日、27%。全体の平均は、8.8日、23%となっております。

次に、(4)、計画的に有給休暇を取得しやすい環境づくりはについてのご質問でございますが、年次有給休暇の取得は、働く者の健康維持が図られるだけではなく、

職員がリフレッシュすることで労働意欲の向上が期待され、その能力を十分に発揮することで職場に活力をもたらす大切なものであります。また、平成19年12月に策定された仕事と生活の調和憲章に盛り込まれ、推進されているワーク・ライフ・バランスの実現にもつながるものであります。厚生労働省は、平成22年3月に労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づく、労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）を改正し、年次有給休暇を取得しやすい環境整備への取組みを強化いたしました。今後は、業務量とのバランスを計りながら、この指針で示されている取得率の目標設定や計画的付与制度の導入などを検討し、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、(5)、超過勤務時間の実態はについてのご質問でございますが、超過勤務手当の対象となった時間数を見ますと、平成22年度分が対象人員85人、全時間数1万2,261時間、1人当たり平均144時間、うち震災対策分3,399時間を除く通常の超過勤務時間数は8,862時間、1人当たり平均104時間となっております。平成23年度分は4月から1月までの10か月分で計算しておりますが、対象人員88人、全時間数1万5,343時間、1人当たり平均174時間、うち震災対策分5,740時間を除く通常分は9,633時間、1人当たり平均109時間となっております。震災及び原子力災害対策でかなり勤務時間数が増えておりますが、この傾向は当分の間、続くことが予想されます。こうした中でも、勤務に専念するときは専念する、休暇を取得するときは余暇を楽しむといったワーク・ライフ・バランスの実現を図り、職員の健康を損なうことのないよう十分留意しながら、労働環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） まず、通告書の3番目の、順不同になって大変申し訳ないんですが、3番目から質問させていただきます。

まず、去年の東日本大震災、これの後の原発事故によって、まず、職員の皆さん本当に大変ご苦労さんだと私、頭を下げたいと思います。中には何日も家に帰れなくて役場庁舎に宿泊された方も、管理職の方もいると聞いております。そういう中で有給休暇ですね、今、町のほうからいろいろ報告されましたけれども、一般職員が7.4日と、まあ管理職の平均日数が4.9日。厚生労働省、毎年就労条件総合調査というやつやっているんですが、労務管理している総務課長は、この辺把握しておりますか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

厚生労働省の調査によりますと、年次休暇の平均が22年度で8.5日、23年度で8.6日というふうになっております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 大変すみません。お名前、総務課長（以下不明）

あのこれ管理職が4.3日という、かなり厳しい取得率じゃないかと私は思うんですよ。これはやはりどういうふうなのか、災害があったから取れなかったのか、取れない環境なのか、その辺は管理職としてだからしょうがないんだというのではなくて、やはりもっとも一般職員も低いわけですけども、労働省の就労総合調査と同じで全国的にもこれかなり22年、23年とも低いわけですね。やはりこれからますます仕事が多忙になってきます。取りづらいたは思うんですが、計画的にやはり職員の方にリフレッシュしていただかないと、職員の方がみんなストレスたまっているいろいろなそういうふうな環境悪化で悪くなるんじゃないかと思うんですが、その辺町としては考えありますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員に答弁いたします。

お質しのように、今回の震災を受けて22年、23年の有給休暇の状況は答弁したとおりであります。平均的に見ましても、うちのほうからも取る日数が少ないというような認識を私持っています。そういったことも踏まえながら、職員の健康管理の徹底も図り、また、働きやすい環境づくりのために鋭意検討しながら、この難局を乗り切っていく体制づくりに務めていきたいと思っています。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 皆さん病気にならないように、ストレスがたまらないようにやっていただきたい。参考までにですが、厚生労働省調査しているやつでありますけど、4.3%などというのは、日本の業種の中にはないみたいですね。22年、23年には。最低でも5.2日なんです。これはどういう職業かといったら宿泊業、飲食業、サービス業ですね。医療福祉でさえ6.1日なんです。かなり町の職員の有給取得率は低いですよ。やはりもう少し取りやすい環境を作って、それにはやはりまあ職員の人数的問題もあると思いますよ。その辺は町で考えていただいて、やはりそういうことをきちっとこれからもやっていただきたい。有給休暇に関してはこれで終わります。

あとはこれ超過勤務です。大変なこれ超過勤務されました。22年度3月になったわけですが、24年度になっても当初予算の時間外勤務手当、私ら職員の方、一生懸命毎日昼夜問わず仕事しているのに、補正予算で1回もまず、3月2日の補正予算のときにしか出てこなかったわけですよ。だから、なぜそれで当初予算で間に合ったのか。いろいろ言われて3月2日に予算を計上しました。その辺ひとつご答弁願いたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

今回の3月補正で職員の時間外を上げてございますが、今までいろいろと調整をしております。計上できなかったことはお詫び申し上げますが、当然、職員が残業した分についてはお金を払うということでやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 全くそのとおりであると思います。役場の職員といえども、これ労働者ですから、肉体を提供して賃金をもらっているわけですから、決してごまかしてもらっているわけではございませんので、きちっと働いたやつに対しては、きちっと時間外を支払うということ。ましてやこの原発問題、まだまだいつまで続くか分かりません。足りなかつたら東電であつたり国に請求してもいいと思いますよ、私は。そういうことできちりとやっぱり職員に、代休などという制度を使わないように、きちりと払うものは払って労務管理のほうひとつお願いします。

あとですね、これ最後になりますけども、公務員の皆さん大変、まあ私も公務員だからおまえは公務員の見方するんだなどと私言われても構わないんですが、今、こういう状況です。公務員の皆さん本当に給料が上がり続けることなんて本当に不可能でございます。せめて労働環境だけでも改善しなければ、せっかく優秀な職員が町にもおるわけですから、町民から見ればあまり見えない部分ですが、職員が有能かどうかで町的生活は大きく変わると思うんです。しかし、その辺も是非とも町民の働く労働環境をひとつきちりとやっていただきたいと思います。その辺の決意をひとつよろしくお願いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたします。

議員お質しのとおり、職員が疲弊、健康を害してしまつては効率が上がりませんので、職員の労働環境の改善については、最大の配慮しながら、厳しい中を乗り切っていくための体制づくりをしていきたいと、そのように思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 1番の公共施設解体後の計画について質問をさせていただきます。長年町民に親しまれてきた40年前半からの町福祉センターが、震災によって全壊になって解体されたということでございます。それで、今まで地域の方もかなり利用されました。晩年は授産施設とか、そういうふうになりましたけども、ホールとかは今までどおり日本間とかは使っていたわけですが、それが地域の方が全然使われないわけです、今度ね。そういう中で特に大作団地の方、福祉センターがあるからあそこに大作団地造つたようなものですから、ここはいつでも使われるぞというようなことで大作団地ができたわけです。福祉センターが先にできたんですかね。そういうことで、団地の方々もいろいろ今までも集会だ何かで使っていたわけですが、今度何もないわけですよ。何とか何かしてくれよというような要望がかなりあります。それで、立派な建物は必要ないと思いますが、みんなちょこちょこ集まれるようなね、そういう施設を造っていただけないかというような話がございますので、町のほうでそういう考えがあるのかどうか、ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君）小田嶋さんのほうからも要望伺っておりますので、今、議員お質しのようなことで、今後、先ほど答弁申し上げましたが、皆さんのいろいろな意見を聞きながら、今後、建設することについて検討していきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長の前向きなご答弁をいただきましたけれども、町にも立派な体育館、いろいろな集会施設がございます。町の高齢率から見て、町の大きな施設にはちょっと敷居が高くて行けないんだというような高齢者がいっぱいいますよ。たとえを挙げますと、春日集会所がすみよし保育園の元の遊戯室、あんな古いところだって、あれほどの利用しているわけです。毎日毎日高齢者の方が。卓球をやれば、80歳の方も卓球やっている。踊りやった何やったって、だから決して立派な建物あったからといって町民はそこに行くわけではないんですね。やはりこれからますます高齢者続きます。国保の保険料が上がる、介護保険も上がる、高齢者が住むところになりますから、やはりみんな町民の方も考えているんですよ。なるべく病気にならないように、少しでも運動して、なんぼでも町に負担かけないようにしっぺなということです。町長、是非ともそういうふうな高齢者が集まる場所、地域の人が集まる場所、是非とも考えていただきたいと思います。強い決意をお願いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたします。

今のお質しあるとおり、町内にはいろんな集会施設がありますがけれども、地域によってばらつき等もあるのも現実であります。あるいはまた、施設の内容もまだまだ改善しなくちゃ、修理しなくちゃならないところもございますし、その施設のあり方については、今後、全体的な面でまた検討を加えていかなければならないと思っています。高齢者の皆さんが気軽に使って、サロンなどを開設したりもしているんでありますけれども、そういったことも含めながら地域の拠り所となるようなものについての内容の充実を図っていく考えでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） いろんな問題が山積みする中で、いろいろ要望があって町長は大変だと思うんですが、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っています。

それでは、次に、補正予算で挙がっておったんですが、旧福島繊維工業試験場跡地の問題です。解体費補正予算で挙がったんですが、取下げになって新年度予算に計上になったわけですが、私が通告書を出したのは、3月1日でございますので、そういうことであれなんです。まず、この跡地の問題です。確かに今年度24年度で解体するという予算が出ておりますが、まあ跡地の問題なんです。確かにこれ民地ですね。民地といってもなかなか町の中心地にあるわけですから、あのままやはりさら地にするのはどんなものかと。長年県の工業試験場で利用され、その

後、農協や阿武隈八溝開発や授産施設やといろいろあそこも利用度がございました。元は代官所跡だということなどで歴史的な場所でもございます。そういう中で、やはり町民の皆さんはせっかく良い場所なんだから、町で何とかしないかというような意見がかなり出てます。先ほど遠藤議員からもございましたが、避難所の仮住まいも2年だと、そろそろストレスもたまると、そういう住宅も造ったら良いんだという話も出てます。そういう計画も町の中心の活性化にはやはりあそこが一番良いんじゃないかと思います。町では、そういう考えありますか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

確かに旧繊維工業試験場跡につきましては、例えばあの形を見ましても、ある程度四角い利用しやすい形になっておりまして、大体面積が3,000平米程度ということでございまして、第1種住居地域になっておりますので、使い勝手は良いと思います。ただ、先ほども議員もおっしゃってましたが、民地、借地で現在おるものですから、そういった地権者の方の考えやら、関係者の方たちの考えなども踏まえまして、今後の利用をどういうふうにしていったらいいかを考えてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 民地だということなんですが、町の町営住宅にもかなり民地の町営住宅ありますよね。小綱木にしる飯坂にしる、民地の住宅ありますよね。やはりあそこ場所的にも、かなり今、財政課長が答弁したように、かなり場所的には良いところだと。いいところであれば、やはり町の中心地の活性化にするためには、やはりそういう計画というものをきちっとやるべきだと私は思うんですね。また、まあこれが難しいと言うなら、やはり場所的にもいいんだったら、これいつまで続くか分からない放射能の拡散によって、日曜日なんてほとんど子どもさん町の中歩いていませんから、どこに行っているのかと言えぱですね、みんな郡山とかあっちに行っている。屋内遊び場に子どもらを連れて行くわけですよ、じいちゃん、ばあちゃんと一緒に。そういう中で、川俣町には遊ぶところないですよ、屋内の遊び場が。体育館はあのおりまだできていない、まあ体育館は体育館です。遊び場というのは子どもらがどろんこになって屋内で遊びたいというのが屋内遊び場ですから。これだって線量が低い、高いじゃなくて、みんな不安になっているわけです、親御さんたち。これから子どもどうするんだと。これから川俣に住まわれるのかと。そういうことだって考えなきゃならないと思うんです、私はね。それも1つの策だと思うんですよ。そういうことも除染も必要ですよ、これは。除染も必要だ。除染も金、国から195億も来ますから良いですよ。こういうものだって結局国だの県だのでやる問題だと私は思うんですよ。そういうことで、是非とも町でそういう考えがあるのかないのか、答弁願います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

屋内遊び場の件ですけど、確かに例えば線量が低いとしても、安心して直接結びつくとは言えない面もございますので、そういう屋内の場合、例えばこの中でも放射線量が0.05とか、その前後でございまして、屋内そのものはコンクリートの建物とかと考えますと、大変安全な線量の状態になっているというふうに思います。ただいま旧繊維工業試験場の跡地の関係でございまして、例えば考え方としましては、郡山の例もありまして、それぞれ報道されておりますけれども、例えば既存の施設を利用しながら、例えば県の補助事業でも、そういったメニューも若干ございますので、そういったメニューの活用も含めて、そういった安心して遊べる、そういった環境づくりというのも必要ではないかと思っておりますので、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、財政課長の話では既存の建物と、まあ既存だから恐らく学校の体育館とか、そういうところにするのかなというように私はとらえたんですが、そういうふうに学校は学校なんですよ。やはり子どもらこれから川俣町の将来を担う子どもらを思ったらですね、やはりこれだけ汚染されている町なんですから、やはりそういうこともきっちり前向きによその市町村に負けないように、やはりそういう施策をしていただきたいと思います。私は思っております。

それでは、最後になりますけども、役場庁舎の解体と早期建設をでございますが、本定例議会の予算に解体費委託料と解体工事費ですか、校舎解体設計業務委託料ですか、まあ予算取らないことにはこれ解体はできないわけですが、私が3月1日に通告しましたものですから、2日の日にこの予算書もらったものですから、どういふふうに私も答弁したらいいのかちょっと困ったんですがね。あつ質問。どういふふうに質問したらいいか困ったんですが、1日前に私通告しましたものですから、こんな状態になったんですが、今まであのまま1年間解体もしないであのまま置いてたわけですね。今、見てのとおり職員の車、あとは町民の車自由に出入りしているわけですね。そうすると、余震が来て、私いつも思ったのは、自由に入られるわけですよ全壊の庁舎の敷地の中に。あれ余震が来たときに、誰が例えば犠牲者が出たら、誰が町ですのかと。やはりあそこはきちっと全壊の建物なんだから封鎖をして、やっぱり置くべきだと思ったんですが、そういう考えはなかったんですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり危険でありますので、今後、確かに職員の駐車場もない状態でありますので、職員の駐車場として今、使っておりますが、今後、そういうことが考えられますので、これから検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 安全のためにも何か事が起きたら、やはりいろんな問題が出てきます。駐車場だって年がら年中365日自由に入れますから。以前には、あそこ

に車とめてひっくり返されたというような事例もございますので、やはりどういう人が出入りするから分からないので、その辺は町の方でしっかりと管理して、早急に解体をしていただきたいなと思っております。是非やってください。また、町民の皆さんも非常に関心度の高い役場庁舎の新築でございます。今年度の予算に工事設計委託料出てきました。庁舎の中では検討委員会、職員でやっているということですが、いつ頃ですね基本計画立てて、有識者を集めた庁舎建設委員会というんですか、そういうものを立ち上げる気なのか、その辺町の考えをお聞かせください。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

今、職員で庁舎建設委員会を立ち上げて、5回ほど行っております。今後、今年度中、23年度中、3月までには新庁舎建設検討委員会を立ち上げて、会合を1回は持ちたいというふうに思っております。予定といたしましては、委員の方、今、10名予定をしております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これから新庁舎建設検討委員会立ててやるということですが、まあ庁舎をまず検討するのは、今のところに造るのか、それともどこか別のところに造るのか、既存の町の建物ものところに造るのか、そういうことからやっぱり私早くやらなければならないと思うんですね。あそこありきじゃなくて、やはりそういうことをじっくり考えて、スーパーに行って大根買ってくるようなわけにはいかないですから。お金がかかるわけですね。大体これから試算立てると思いますが、相当な金額かかると思いますよ私はね。やっぱりじっくり考えてね、やはりこれはやるべきであります。例えばやっぱりそこありきじゃなくて、いろんなところをやっぱり検討するべきだと思うんですね。あるいは、こんな事言ったら失礼な話ですが、まだ使っております。川俣だって人口これから増えるのか、子どもらの増えるのか、私には予想つきませんが、今のような状態ではだんだんだん人口も減っている、子どもも減っていると思うんですよ。そうなったら、高額な金額を使って庁舎を建てるんだったらですね、例えば南小学校だって統合して、あそこを役場にしてもらって、まあこれは私の考えですね。そういうことだって検討これからする余地があるんだと、私は思います。今の庁舎は、昭和37年です。私が中学校3年のときでした造ったのが。あれから50年ですよ、50年。やはりあの当時はまだまだ夢もある、地場産業も栄えておったから、あっこだといことで、私ら子どもころはこの辺何もなかったところですけども。やはりこれから町の中心街活性化するんだったら、そういうところに造っても良いんじゃないかと、やっぱり将来的に向かった考え方をしてもらいたいんですが、そういうこと町の考えはどうですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたします。

庁舎の建設についてでありますけれども、総務課長の方から答弁申し上げます

が、検討委員会を立ち上げて、今、質問のありましたようなことも踏まえて多面的に検討をじっくりとしていくことが必要であると思っております。今後のことも含めながら、この庁舎建設はですねじっくりと検討委員会の方で検討を重ねていただいて、結論を出していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 基本計画策定委員会と言うんですか、まあ名前はどうか分からないですけど、そういうことで恐らくやると思うんですが、しっかりと将来を見据えて検討していただきたい。何も急ぐ必要はないんじゃないかと思うんですよ。しっかりと働いてしっかりとやるということで。それで、庁舎を建てるには、やはりお金がないと建てられないですね。町としては、どういうふうな予算を考えているのか。基金はありません、今、町には。財調しかありません。過疎法の基金はございますけど、庁舎建設の基金は積んでおりません。まさか地震で壊れるとは思いませんし、いろんな財政的な問題もあるんでしょうけども、この基金もない中で、どういうふうに基金を考えているのか、その辺町の考えをお示してください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

庁舎建設にかかる資金の関係でございますけれども、基本的には起債で対応したいということで考えておりますが、ただ、昨年来ですね今回のような大震災に対して、全国町村会をはじめ、あと町の方からも補助事業というものを新設してもらえないかということで再三強く要望しておりますので、今後の中でも庁舎計画が具体的になり次第、そういった補助についても更に強く要望しながら、補助がいただけるのであれば、そういったものを含めて、今後の建設計画の資金として考えてまいりたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 補助事業とか、起債するというところで、私、そんな生ぬるいものでは、なかなか国も動かないと思うんですが、まず、昨年度も東日本大震災災害復興関連事業がありましたよね。私もこれなんで川俣町は手を挙げなかったのかと思ってみたら、いろいろこれ津波の市町村の役場とか、庁舎だったらこれ出ますということなんですが、やはりこれ24年度もやりますと、国でやるということですねこれと同じやつを。そうすると、国見町はこれを利用しようとして、今いるわけですよ国見町はね。川俣町もやはり今、これ使うのかなと私思うんですが、いろいろ使うと今度これ庁舎建設というのは、やっぱり総務省の関係もございますよね。職員の数、規制される部分があるわけですよ総務省で、今の庁舎建設にかけてはね。皆さん専門家ですから分かりますけども。やはりこうしたここでは該当しないと思うんですよ。そもそも起債したって、なかなか大変だと思いますよ。それでですね、やはり地震で壊れた庁舎であるけども、やはり原発事故というものがここはあるわけですから、やはり国でも、やはりこれ原発で計画避難している地域で庁舎壊れたというのは、はっきり言うところですよ。須賀川あたりは合併しましたので、

合併特例債のものでこれは来ます。私ら自立した町ですから、計画避難でやって、庁舎壊れたの川俣町ですから、放射能で壊れたわけではないですけども、計画避難されて、これだけ苦労しているんだということで、町長ひとつマジで強く私は言うべきだと思いますよ。除染で190億使った。何残ったと言え、みんな大手に持っていかれて、地元には何も残らない。せめて20億円、30億円ぐらいねこれだけ迷惑かけているんだから、川俣町には庁舎やりますよというのを総務省にね是非私は働きかけていただきたいと私は思うんですよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたします。

質問のとおりでありまして、国の方にこれは強く要望をしているところであります。原発の被害を受け、避難を受け入れ、また、原発で避難せざるを得なくなった。川俣町は、そのような状況に立たされているわけでありまして。そんなことも含めながら、庁舎の建設にあたりまして、これはもうそういった考えで、少なくとも国の補助を出すべきだということによって訴えております。また、これからもまいりますので、実現に向けてひとつよろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長の力強いあれで是非とも実現するよう頑張ってください。よその町のことなんですが、国見町の12月の定例議会では、某議員が、川俣町役場庁舎の再建費用は、国の予算によって計上されたと聞くと、こういうふうな質問されている方もいるわけですから、国見もおらほももらえるんだなというようなことでこれやっているんですが、どこから出た話だか私は分かりません。たまたまこれ答弁された方がいましたので、今、ちょっと言っただけです。まーあの一

最後ですが、今、役場庁舎と言っても公民館を仮庁舎にしているわけですね。そういう中で、職員の皆さん本当に狭い中、もともと役場庁舎として造っていた建物でございませぬ。あんな狭いところに、スペースにこれあと何年いるのか。1年、2年なら構わないと思います。恐らくこれから検討委員会を作って建てるといってもやっぱり2年以上かかると思います。こういう中で、職員の人が一生涯懸命仕事をしようとしてもストレスが私たまると思うんですよ、長いうちには。そういう状況の中で良い仕事をしろと言っても、なかなか私はできないと思いますよ。私自身もその立場だったらそう思います。是非とも仮庁舎、やはり仮庁舎私造るべきだと思うんですよ。やはりここに仮庁舎があるということは、結局ここを使いたい町民の方は、もう使わないです。議会始まれば、議会期間中は全然使われない。町民の人たちどこにも行きようがない。けども、文句も言わない。そうやってみんないるわけですよ。是非ともここは生涯学習センターですよ。施設ですから。やはり役場の事務所としては、事務所ですね、戸籍上は。総務省のあれからいけば事務所なんです。事務所は別なところにやはり仮設の庁舎を私は造って、この難局をやっぱり貫くというような気持ちでやるべきだと思うんですが、その辺をお聞かせください。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。  
(午前11時58分)

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 再開いたします。(午後1時00分)

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 中央公民館を庁舎に使っているということで、町民皆さん方の生涯学習のここは殿堂であります。場所でありますから、大変ご不便をおかけしていることに本当に申し訳なく思っているところでございます。私もこっちの庁舎におるものですから、使っているときに皆さん方とお話をさせていただきますけども、とにかく一生懸命頑張ってここ乗り切ってやってくれというような励まし声もいただいたりするわけでありましてけれども、その裏には、皆さん方が狭くなったところで、創意工夫をしながら使っていることは、私も重々分かっております。そんなことも踏まえながら、また、職員が先程来から質問ありますけども、狭い窮屈なところでこの事務を執って効率が上がるのかというような質問でございます。そういったことを考えながら、いわゆるプレハブなどの建物も使いながら、役場のことについては考えていくことでありますけれども、本格的に仮設の庁舎を造ってということには至っておりません。このところはこの状況をしっかりと踏まえながらも、そして、庁舎建設に一刻も早く取り組めるよう、今年度から本格的に取り組んでいくという答弁を申し上げた次第でありますので、ご理解を賜りたいと思えます。なお、極力迷惑をかけないように、いろんなイベントのときにはそれなりの対応をさせていただいて、利用者の皆さん方とその都度打合せをさせていただいて取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 新しい庁舎を造るまでに町民の皆さんにもご苦労かけますが、このとおりにやりたいという町長の考えではございますが、先程来、仮庁舎の敷地もないというような話でございしますが、仮庁舎に何も全部入る必要ないんですよね。産業建設は、水道課は、全部西庁舎ありますし、保健、あれはセンターありまして、入るとなると総務課とか税務課とか町民税務課とかですか、そういう全部入る仮庁舎でなくとも私は良いと思うんですよ。できればですね、やはり土地がないと言ってもやはり今のような状態よりは仮庁舎のほうが私は、まだまだ機能が良いのではないかと思います。私、提案しますけど、じゃ公民館に駐車場ありますから一番奥に3階建ての仮庁舎でも造って、そこに総務課、税務課ね、全部入るわけですけど、そこに庁舎を造って、私、やはり的確な事務処理をしたほうが良いんじゃないかと思いますが、その辺の考えは町はどう思っているのか、ひとつお願いします。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたします。

現状などをよく踏まえながらの質問であることは、私も理解させていただきます。今、質問にあるようなことにつきましても、不便をかけないように、また、先程来申し上げておりますけれども、能率の向上の妨げにならないような庁舎の管理、そして、使い方について、更にまた検討を加えていきたいと思っています。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 時間もないですから終わりにします。また、戻るようになって申し訳ないですが、最後のあれですが、新庁舎を造る際に、役場庁舎ばかりでなくて、これからはやはり消防署も古い。消防署だって役場の中に一緒に造ったっていいんじゃないかと思うんです。実際、そういうところだってあるわけですから、消防署だって総務省の管轄、役場だって総務省の管轄なんですから、そういうふうなこれからは庁舎を造るような考え、地域総括センターもそこに入る、いろんなもの入る、役場に行けば全部分かるんだというような、これからそういうふうな画期的な庁舎を造る考え、ましてやこういう未曾有の災害があった後ですので、防災施設というのは、かなりどこの市町村も考えておりますので、そういうことも考える余地があるかどうか、町のほうで。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたします。

庁舎の建設についてでありますけれども、消防署も入ったらどうだというような考えも持った中での検討をしたらどうかというような質問だと思って伺いました。まあ防災に強いまちづくりの拠点となる庁舎にしていきたいという考えを持っていることは、前にも申し上げたとおりでありますので、そういったことも踏まえながら、先ほど申し上げましたけれども、皆様方とじっくりと協議をしながら、この庁舎建設については進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長の前向きな答弁期待しております。町長も本当に降って湧いたような難局に、町長として大変厳しい状況の中、町長大変でございます。しかし、重いものを背負えば背負うほど、力になるんだということを私、昔の人によく言われましたので、ひとつ町民の長でありますので、ひとつこの難局を町民のために一生懸命やっただけことを期待します。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新関善三君） 次に、1番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 改めまして、私、村上源吉でございます。昨年暮れの選挙に、私も川俣町を元気に明るくということを目指して、町民の皆さんのほうに訴えてまいりました。おかげさまで当選させていただきました。そんな中、川俣町を見て回りましたところ、やはり東京電力福島第一原発の爆発による放射能の拡散の問題が

大変深刻に皆様とらえております。今後は、補償、除染、あるいは仕事といった問題が、皆様の不安の材料となっております。そんな中で、大きな項目2点と細目4点について質問させていただきます。

1つ目は、山木屋地区の課題についてでございます。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、計画的避難区域に指定されております山木屋地区は、一部の企業のみを残し全地区民が避難している中、この3月で春の火災時期に入りました。まず、町としての火災対策を伺います。

次に、2番目に、計画的避難区域を除く全町の除染についてでございます。昨年、全町民が参加しまして、学校の通学路等の除染を他市町村に先駆けて実施されましたが、その除染の実施からいくつかの反省点、問題点が浮かび上がってきたと思われませんが、それらの教訓を踏まえ、最善の除染効果ができる計画がなされておりますが、町の除染実施計画について伺います。

小項目の1つとして、放射性物質除去物の仮置き場について。2つ目に、具体的な除染チームの編成はと。3つ目は、除染作業において、建物等に物損、損傷を起こしたときの補償について。4点目に、国の基準まで放射線量が下がらなかった場合の対応についてお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員のご質問に答弁いたします。

はじめに、1点目の春の火災時期における山木屋地区の火災対策の計画的避難区域に指定され、一部企業を残して全地区民が避難している山木屋地区の火災対策について伺うについてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、すべての方々が避難している状況でありますので、火災予防対策は極めて重要であると考えております。その対策といたしまして、伊達地方消防組合において、昨年の11月15日から適用している「計画的避難区域における受援計画」に基づき、山木屋地区における大規模火災発生を想定した体制整備がなされております。これにより、万が一山木屋地区において10ヘクタールを超える大規模な火災が発生した場合でも、近隣の消防組合から応援を受け、早期消火に努めるための対策が講じられているところであります。具体的には、消防組合の出動態勢は2次出動態勢を敷いており、山木屋地区での火災発生時には、南分署のほか東分署と中央署も同時に出動することとなり、また、使用できる水源の所在確認、消防団との連携を図るための指揮系統の一本化など、特別な体制による対策となっております。こうした特別体制については、1月27日に山木屋字五斗蒔田地内周辺にて指揮系統の確認、装備の確認も含めた消火訓練が行われ、実践に向けて取り組んだところであります。また、消防団の出動体制につきましても、山木屋地区を管轄する第10分団団員も避難している状況にあるため、山木屋地区内での火災発生時は、1次出動の第10分団、第1分団、第2分団、第2分団1部及び第9分団に加え、第8分団も出動する体制を敷き、非常時に備えております。更には、現在、山木屋地区内のパトロールをお願いしております山木屋地区地域安全パトロール隊の中にも、現役消防団員と消防団OBの

方々がおられますことから、防火監視も含めたパトロールにご協力をいただいているところがございます。そのほか、町独自に警備会社に委託し、留守となっている住家のホームセキュリティ設置及び警備費用に対する補助制度を創設し、機械警備装置のほか、火災報知機も設置しており、火災発生時には即座に警備会社に自動通報されるシステムによる火災対策も行っているところがございます。

次に、第2点目の計画的避難区域を除く除染についての(1)、放射性物質汚染物質の仮置き場はどこかについてのご質問でございますが、16番 遠藤宗弘議員にお答えしたとおり、現在、放射性物質汚染物質の仮置き場として決定している場所はありませんが、各自治会や関係団体等と連携を図り、場所の確保に努めているところがございます。今後は、仮置き場としての客観的な諸条件、例えば民家の位置、道路の状況、傾斜地、川の流れなどを地図上で示し、仮置き場の候補地の中から関係者の理解をいただき、町の仮置き場を決定してまいりたいと考えております。

次に、(2)の具体的な除染チームの編成はについてのご質問でございますが、除染作業を効果的に実施するためには、チームを編成して実施することが有効な方法であると思われまます。その際のチーム編成としましては、県主催の講習会、あるいは過日、県の認定を受けて町主催で実施いたしました除染業務講習会の修了証書を所持している作業者が入ること、また、除染作業には放射線量計測、屋外除染、表土削り、樹木剪定など多様な作業が実施されることから、測定、清掃、土木、建築などの技能を持つ人材で構成するなどの対応が考えられるところがございます。いずれにせよ、具体的な内容については、現時点では定めておりませんので、今後、除染作業を委託する場合の仕様内容等の中で考えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)の除染作業において、建物等に物損、損傷を起こしたときの補償はについてのご質問でございますが、遠藤宗弘議員にお答えしたとおり、除染作業に伴う建物等の物損、損傷などの補修については、高圧洗浄による除染作業が明らかに建物等の物損、損傷などの起因となっている場合について、補修に対する修繕額を町がお支払いをいたします。また、除染業者の故意、過失が原因となった建物等の損傷については、作業受託者の責任において、建物等の損傷の補修を行うことといたす考えでございます。

次に、(4)の国の基準まで放射線量が下がらなかった場合の対応についてのご質問でございますが、国の基準といたしまして、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の基本方針では、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによっ

て、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰を含めて約60%減少した状態を実現することと目標を定めており、川俣町放射性物質除染計画の中でも、年間1ミリシーベルト以下となること目標としております。これら目標値に達成するまで除染は必要であると考えておりますので、目標達成までの継続的な除染作業の実施について、国、県に強く要請してまいる考えであります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 今現在、林野火災等が発生した場合には、高濃度の降り注いだ放射性セシウムが拡散する恐れが十分考えられるわけなんですけど、そうした場合、山木屋地区を取り囲む葛尾村、浪江町、南相馬市、飯舘村、こういった地区も避難がなされて住民がいなかった場合に、伊達地方だけじゃなく、広域的な消防の消火活動の体制を取っておかないと、再度川俣町が拡散した放射能によって汚染され、避難という事態も起こりかねないんですけど、そういった広域的な早く言えば自衛隊とか、そういった要請計画とか作ってあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

計画的避難区域における受援計画というものがございまして、各伊達地方消防組合ほかの消防組合の方が応援に駆けつけるということで、応援の要請をするということをやっております。そのほか自衛隊の航空部隊にもお願いをして消火活動に当たるということになっております。その場合に計画的避難区域でございまして、消防団の線量の管理ということも視野に入れながらやっていくということもございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 大規模火災が発生しないように万全の措置をお願いしたいと思います。まず、2次避難などとなったら、また、町民が大変苦勞されるので、その辺よろしくお伺いします。

続きまして、除染のほうに入りますが、仮置き場についてダブっていて大変恐縮なんですけど、今現在、数か所お願いしているような話も聞くんなんですけど、今後、ロードマップからいきますと、当初居住空間が6地区ということは、川俣町では昨年ですか、自治会でやった除染のとおり、また、各自治会の地区内に1か所ずつ仮置き場を設置する計画でおるんでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の場所の選定等でございますが、町長答弁申し上げましたが、まだ、場所等については、明確にまだ決まっていなくてございまして、あとまた場所等についても当初予算等につきましては、6か所の部分で今、考えているということで予算化をさせていただいております。その場初等についてもまだちょっと決まっていなくてございまして、今後、自治会単位に1か所ということではなく

て、町全体の部分について、広範囲的な部分を考えながら、また、先ほど町長が答弁申し上げましたが、場所等の部分については道路の関係とか、いろんな傾斜地の関係とか、川の関係とかいろんな部分をいろいろと調整をしながら作っていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 続いてですが、ロードマップからチーム編成うんぬん考えますと、生活居住空間が6地区から始まるということになると、まずは6チームの編成を考えているのかと思っておりますが、その辺の内容をお願いいたします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

チーム編成ということでのお質してございますが、チーム編成には今回、24年度については6地区ということで取り組む計画でございますが、その地区ごとにチームを編成するというようなことではなくて、もっといろんな部分の諸条件なりいろんな助成を図らなくてはならないということで認識をしております、大字的に1チームということでは今のところ考えてございませんので、今後、いろんな諸条件等を十分に勘案をしながら、チーム編成については考えていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） このロードマップで示された6地区以外、やはり人口の密集地、そして、子どもを抱えた方々からどうなっているんでしょうかという話しなんです、こういった計画の地区の見直し、そういったものがされる可能性はあるんでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回、当初予算につきましては、6地区について一応ご提案申し上げているところでありますが、今のところは川俣町全部についてはモニタリング調査を行うということにしておりますので、25年度実施する地区等もありますけれども、その25年度実施する地区につきましては、ホットスポット的な高い線量のあるものについては、随時その部分は処理をするというようなことでの方向づけをして、24年度で取り組むということにしておりますので、今のところはこのロードマップで示されている中身で実施をしていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それでは、年少者、児童、幼児、児童生徒ですか、そういった人口の密集地域、そういった部分についてのことも考慮は入れないでという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、お質しの人口密集地域というようなことで、人口的に集中されている地域等

でありますけれども、モニタリング調査については全地区を行うということにしてございまして、その人口集中地区等については、特に川俣町の地区という形になるかと思っておりますけれども、そういう部分については先ほど申し上げましたが、ホットスポット的な高い線量のあるものについては処理をしていくということで考えております。25年度の予定ということで、ロードマップのお示しをいただいた部分でやっていきたい。ある程度高い線量の地区のところについて、ある程度処理をすればある程度の線量が低減をされるというような認識もしてございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 子どもたち、あとは婦人ですね、そういった方々のことも考慮しながら除染のほうを進めていただきたいと思います。

続きまして、線量が下がらなかった場合の継続的な除染についてなんですが、まずは委託業務でそのモニタリングをやった結果、線量をどの程度まで下げることが、委託業務に課すのか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

線量をどこまで下げられるのかということでございますが、先に町長が答弁申し上げたとおり、目標としては、最終目標では1ミリシーベルトになるような形の部分で考えております。また、現在の部分でいきますと、おおむね50%の部分の線量低減化を図るというようなことで、基本方針に出されているような中身で考えてはございます。あと子どもさんがいらっしゃるところにつきましては、60%というようなことでの答弁をさせていただいた経過がございますけれども、前段のモニタリング調査をまず実施をして、その結果をよく確認をして、その中でどこまで線量的に目標として業者さんをお願いをする場合についてはお願いをするのかというようなところについても、十分に確認をしてやっていきたいということでございます。今のところ町としては、50%、60%という数字が出てございますが、この中で目標として定めていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 昨年行った各自治会の除染による結果、どの程度の線量で、どの程度下がったか検討されたと思うんですが、実際、検討されて、どのくらいの数値が今現在、40%、50%、60%と言いますが、どのくらいの線量が下がったとデータが示しているか伺います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

昨年、低減化事業を各地区で実施をしていただいたところでありますけれども、その結果のデータでございますが、ちょっと今、資料が手もとになくて恐縮であります。全般的には目標としている50%を目指すということでの低減の部分で事業は推進をしたところでありますけれども、全般的に94か所の地区で実施をして

いただきまして、点数的には3,000か所を超える点数で測定をした結果がございます。その中では、おおむね低減はしましたが、50%以上、半数以上低減をしたものについては、20%程度の部分だったと理解をしておりますが、そのような形で、やはり点的な除染ではなくて、点又は線的な除染ではなくて、面的な除染をしないと、やはり周囲からの放射能の影響があつて思うように下がらなかったというような経過がございますので、やはり今回、除染にあたりましては、やはり面的な除染が必要であろうということで考えてございます。そのようなことで、今後の低減化事業の結果を踏まえて、除染の実施についてはいろいろと参考にさせていただいて活用させていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 私も除染のデータをもらいまして、チェックしてみたんですが、線量の高いところは50%近く下がります。残念ながら問題なのは、低いところがほとんど下がらないんです。そういった面を考慮して、いかに除染の効果、どうやったら良いか、そういった効果的なものも十分探ってもらって、川俣町民が安心して暮らせる環境づくりを早く進めてもらいたいと。データがたぶん私のやったものでそうなんですが、1.0以上は下がります。半減します。1以下は半減していません。そういったことを踏まえまして、今後の除染計画と実施をスムーズに進めてもらいたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番 高橋道弘であります。昨日で東日本大震災、そして原発事故から1年が経ちました。お亡くなりになりました方々とそのお遺族の皆様、そして、被災をされましたすべての人々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げるものであります。

さて、私は、原発事故から1年、この川俣町で遅々として進まない復旧対策に強い憤りと川俣町の将来に危機感を感じながら、この質問に立っておるものであります。今、町当局は、復興計画を策定中ではありますが、本当にこの計画の素案で、本当の復旧、復興が実現するのか、私は大いに危惧するものであります。災害を克服するための復旧、復興の計画の予定は、第一に被害の全容を把握することであり、第二には、被害をもたらした原因を分析すること。そして、第三に、この被害を発展させている原因とその要因、これらの解消を図り、被害を最小化する対策を講じること。この3つの要点を成立することにあると私は思っております。この間の災害対策の反省と教訓を整理すれば、おのずと多くの町民の方々が納得をする、そしてまた、共通の認識の下、復旧、復興に立ち上がれる計画ができるものだと私は考えております。この3つの要素、あるいは3大原則と言いますか、この視点で今般、策定中の復興計画及び今、大きな予算が投じられようとしている除染計画を検証いたしますと、最も大事な被害の全容を把握するということが致命的に欠けていると言わざるを得ません。このことは3月11日の原発事故発生以来、議会において多くの同僚議員も常に指摘したことでありますが、残念ながらいまだ実現され

といるとは認められない状況にあります。町民の方々は、川俣町の対策は遅い、どこに向かっているのか分からない、役場自体に危機感がない、これらの声は正に地域の隅々に共通した声であります。私は、この一連の震災対策、とりわけ、原発事故対策に見られる町当局と議会、そして、住民との現状認識に大きな隔たりが生じた原因は、町当局の災害対策の組織的な欠陥にあると考えております。住民が待ち望んでいる除染計画も議会との合意形成が遅れに遅れたのも、また、町当局の組織的な構造的な問題が起因をしております。この町当局が抱える課題、問題を明らかにして、住民から信頼される復旧、復興計画、そして、すべての町民の方々が安心、安全を体感できる除染計画となるよう、私は先に通告した大きく2点の質問をいたします。

1つ、東日本大震災、原発事故の教訓を生かせ。詳細3点であります。

次に、稲作等の作付けについてであります。稲作等の作付けは、消費者の目線で判断せよ。詳細3点であります。古川町長、放射性物質の怖さと恐ろしさは、何十年も戦いになることは、子どもたちが一番よく知っております。町の未来を担ってくれる子どもたちに、30年後、50年経ったときに、評価される復旧、復興計画を策定し、そして、力強く実行することによって夢をかなえてやることは、今、町政に係わるすべての者の義務であります。町長の真摯なる答弁を期待して、質問といたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目の東日本大震災、原発事故の教訓を生かせの(1)、危機管理体制に問題はなかったかについてのご質問でございますが、今回の震災等においては、特に被災直後の初動体制のあり方について、多くの課題に直面することとなりました。まず、被災前の体制、いわゆる防災体制については、保健センターに災害対策本部を設置することを想定した準備が必要であったと考えております。特に、停電の間、唯一の通信手段となった町防災行政無線機が保健センターには設置されていなかったため、消防交通係を役場庁舎に置かざるを得ず、本部機能が役場と保健センターとの2極体制となってしまったことが問題となりました。また、役場と保健センターに大型非常用発電機がなく、防災行政無線機の充電、パソコンの使用、照明確保、携帯電話、ストーブの確保と、効率的な災害事務遂行ができない状況でした。このようなことを踏まえて、町防災行政無線機と非常用電源用大型発電機を保健センターに設置し、最低限の通信手段と電源の確保を図ったところでございます。今回の震災では、原発事故の発生と原発近隣市町村の避難者の方々の受入れが同時に進行した極めて困難な事態が生じ、このようなことを想定した危機管理体制までには至っていなかったという状況があったと考えております。しかしながら、地震直後の初動体制といたしましては、大地震によるライフラインの寸断を想定して、一昨年実施いたしました地域防災訓練が非常に役に立ったと考えております。特に消防団の迅速かつ正確な行動により、被害情報収集、報告、そして避難所への

誘導等、日頃の訓練により習得した災害現場対応の知識と技術、また統率ある指揮命令による正確な行動は、被災直後に最も重要となる初動体制に大きな役割を果たしました。今回のような大災害時には、規律、統率の下で一斉に活動できる組織の存在は非常に重要であり、消防団の情報収集、救援活動に町職員が的確に指示、対応、支援できる体制作りの大切さを実感しております。こうしたことから、今後の危機管理体制につきましては、経験により得られた問題点に対応し、最低限必要な予防対策の確立と初動体制時における個々、具体的な役割を位置付けしていくことが重要であると考えております

次に、(2)の災害対策本部は防災計画にのっとり機能したかについてのご質問でございますが、今回の大震災による災害対策本部は、午後3時、役場庁舎が危険な状態にあったため、町地域防災計画にのっとり保健センターに設置いたしましたところであり、ご質問にあります本部が防災計画にのっとり機能したかという点につきましては、残念ながら多くの部分について機能しないことがございました。いまだ経験したことのない一刻を争う非常時の中で、原発近隣市町村からの避難受入要請への対応から始まり、7,000名近い避難者の方々の避難所開設、運営、警備などに対応いたしました。それに加え、地震で被災した本町町民の皆様様の避難所開設と誘導、運営、物資調達とが同時に進行する状況となったため、防災計画に沿った対応は極めて困難な状況にあったところであります。今回の震災前の原発事故による原子力災害においては、当町を含め8～10キロ圏外の市町村では、国の原子力災害が及ぶ範囲とはされておらず、防災計画における原子力災害対策の義務付けはなく、原発事故による原子力災害は及ばないとされており、当町が被災市町村からの避難先となるとの想定もございませんでした。このように、震災と原発事故が重なってしまったことで、災害対策本部の行動が困難になってしまい、防災計画にそった機能が発揮されなかったものと考えております。具体的には、先ほどのご質問でも答弁いたしましたとおり、役場と保健センターとの2極構造にならざるを得なかったこと、対応打合せ、準備もままならず原発事故被災者の受入と保護の対応することになったこと、原発事故に伴い金融機関の撤退をはじめ、地域内の乗入拒否による必要物資の途絶、更には、原子力災害に関する情報が国、県からの伝達よりも早く報道されることにより、常に対応を後手にならざるを得なかった原子力災害の対応などが上げられます。しかしながら、最も重要となる通信手段が断絶している中での対応において、唯一の通信手段となった町防災無線を活用して行った消防団の災害支援活動は、その機動力と組織力により安否確認や必要物資の集約、そして避難所の警備と、正に地域を守る最先端組織として、機能することができました。また、町や職員だけでは到底対応し切れなかった食料や飲み物等生活必需品を持ち寄り、炊き出し、配給に当たっていただいた各団体の皆様、そして議員の皆様、そして自らも被災しておりながらもボランティア活動に従事いただいた町民の皆様様のすべての力を集結いただいたおかげで、あの難局をなんとか乗り越えられたと実感しており、いざというときの町民の力に、そして町内外から食料品やマスク、

浄水器等々、多くの支援物資を寄せていただきました皆様方の善意に心から感謝を申し上げます。これらの経験をこれからの災害対策にどのように生かしていくのかが、これからの重要な取組み課題でありますので、今後は、町と町内各団体、機関との協力体制の構築と役割の分担により、初動体制において、即座に対応できるような強化体制を構築することが、効果的に災害対策本部が機能するための必要条件であると考えております。

次に、(3)の災害弱者への対応は取られたかについてのご質問でございますが、東日本大震災が発生しました昨年3月11日の翌12日から3月15日にかけて、障害者のいる世帯、一人暮らし高齢者等の安否確認を、担当民生児童委員及び担当ケアマネージャーを通じて行いました。更に、3月24日から27日にかけて第2次の調査も実施しました。2次調査の際には、子供、親類などへ避難し所在が分からないなど、震災直後と異なる状況にありましたが、地元民生児童委員全員及びケアマネージャーが昼夜を問わず情報収集に努め、適切に対応したところでございます。また、安否確認のほか、物資の供給不足や停電により、食料の確保が特に困難な高齢者宅の世帯へ町災害対策本部から食料と水の提供をいたしました。更には、老人福祉施設が物資不足の状況に陥ったことから、食料、燃料等を随時提供し、介護福祉サービスの提供を極力継続できる体制を構築したところでございます。また、今回の震災においては、医薬品の不足と停電により開業医の一時閉院状態が発生したため、開業医から不足する医薬品を提供していただきたい旨の依頼があり、県災害対策本部に要請し、医薬品の供給を行うなど、開院を維持するための支援をして、病人等への診療体制の確保に努めたところであります。

次に、(4)の得られた教訓と課題は復興計画と防災計画に反映されたのかについてのご質問でございますが、東日本大震災の教訓につきましては、大規模でかつ複合的な災害、あるいは、原子力の安全対策の問題などを踏まえ、あらゆるケースに備えた完璧な防衛策は困難であり、災害のダメージを最小限にとどめる事前の備えと、発生時の沈着な対応が必要であることの教訓を得たところでございます。また、今回の教訓を将来の安全、安心に結びつけるため、総合的な視点から計画を構築し、その実現を図っていくことが重要であると考えたところでございます。このようなことから、復興計画においては、施策の基本方向を「マイナスからプラスへの復興を目指す」、「災害に強い町を目指す」、「健康の増進と医療の充実を目指す」、「再生可能エネルギーの活用を目指す」、「魅力ある産業の再生、復興を目指す」、「将来を担うたくましい子どもたちの育成を目指す」、「さらなる協働のまちづくりを目指す」と、総合的な観点を盛り込み、このたび策定したところでございます。また、防災計画の見直しに当たりましては、国の防災基本計画、県の福島県地域防災計画を踏まえ、その内容と連動した町の地域防災計画にしていかなければなりません。特に、情報が伝達されないことでの混乱を招かぬよう、情報提供ファクタの整備や震災時の初動対応として町が行うべき対策、行動、役割の明確化を図ってまいりたいと考えております。なお、原子力災害につきましては、現段階におい

て、原発事故が起きたときに備えて、自治体などがあらかじめ住民の避難などの対策を決めておく地域、いわゆる「E P Z」の範囲を30キロメートルに拡大する案が示されておりますが、この範囲でも川俣町は位置していません。しかし、今回の災害の教訓を踏まえ、まず、安全な避難の必要性から、原子力災害対策関係について策定することが必要であると考えております。そのため、国、県の支援対策がどこまで及ぶのかは非常に重要な要素でありますし、有効な原子力災害対策を講じるためには、本町や本町と同様の状況にある市町村に対する国の原子力災害対策の方針結果を踏まえなければならないため、国、県の見直し内容を踏まえ、反映させていきたいと考えております。

次に、第2点目の稲作等の作付けは消費者の目線で判断せよの(1)、農地除染のロードマップと目標とする放射線量及び除染費用を示せについての質問でございますが、農地除染にあたりましては、原則として川俣町のすべての農地を除染の対象としております。除染のロードマップとしましては、平成24年度は、耕作地について実施し、平成25年度は、耕作放棄地を実施する予定で考えております。水田の除染につきましては、原則に作付け前に行い、畑につきましては、春の収穫後に実施してまいりたいと考えております。また、目標とする放射線量につきましては、生産される米のモニタリングにおいて、放射性セシウムが検出されないことを目指し、また、農地の除染により農業従事者の被曝の軽減を図るため、追加被曝線量が、年間1ミリシーベルト以下となることを目指す考えであります。これら除染にかかる費用につきましては、土壌改良資材の施用や反転耕や深耕などの費用として28億5,765万3,000円、また、土壌の放射性セシウム濃度検査費用としまして6億9,815万円を当初予算に計上させていただいたところでございます。

次に、(2)の川俣町の農林畜産物に対する消費者の安心感、信頼感をどのように担保するか。また、担保できるのかについてのご質問でございますが、現在、町といたしましては、昨年から自家用野菜や23年産米の放射性物質の検査を行い、その結果を毎週金曜日に発行している災害対策本部からのお知らせで周知し、生産者及び消費者の不安解消に努めてきたところであります。平成24年度から農地の徹底した除染に取り組むとともに、放射性物質検査センターに現在設置されている3台に加え、新たに購入する予定のゲルマニウム検出器1台とシンチレーション検出器2台の計6台、また、各公民館と給食センターに各1台ずつ検査機器を設置し、併せて「がんばろう福島!“絆”づくり応援事業」から計16人の派遣をいただき、生産された野菜や米のセシウムのモニタリング検査体制を強化し、消費者の安心感、信頼感につなげてまいりたいと考えております。

次に、(3)の危険性が予見される状況で作付けすることは、消費者に対し背信行為となると考えないのかについてのご質問でございますが、3月2日の第43回臨時会でもお話ししましたとおり、町といたしましては、24年産稲の作付けについては山木屋地区を除き、作付けする考えであります。これは、営農意欲の堅持、水田等の農地保全など、総合的に考慮し、決定したものでございます。作付けにあたり

ましては、水田土質や施肥量、栽培管理などの生育管理、農地全域について、土壌の放射性物質測定の実施放射性物質の吸収抑制対策や徹底した除染対策を実施し、放射性物質の未検出に向けた対応を実施することとしております。更に、国、県、新ふくしま農業協同組合、生産団体など各関係機関と一丸となりながら、生産された米につきましては、全量、全袋検査をし、明確な区分管理を行いながら、基準値を超えたものは出荷させないよう対応し、消費者の安全を確保してまいる考えでありますので、ご理解賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 答弁が長くて、残り時間が少なくなったんで答弁は的確にお願いしたいんですが、まず、危機管理の問題なんだけど、今、町長答弁したとおり、なんて書かれているかという、この答弁書見るとね、最低限必要な予防対策の確立と初動体制時における、こう書いてある、結論は。だから、危機管理の基本は、何ですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） まず、危機管理の基本的な考えは、いざ、このようなことが起きたときに、町民の皆さんの安全、安心を生命と財産をいかに早く守るか。そのための初動体制をしっかりと取っていける体制づくりを作っていくことが危機管理体制の基本的1つだと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 災害対策の常識では、危機管理の基本は最悪の事態を想定してやる、これが大原則です。ところが、川俣町の今回の災害対策もそうですけど、今、町長が言ったとおり、最悪の事態を想定しないで、最善の状態を想定してやっているわけ、いつもね。放射能の問題もしかりですよ。だから、もともときちんとできない。だから、危機管理の基本は、これだれに聞いてもそうですよ。消防庁に聞いたって、国の危機管理機関に聞いたって、常に最悪の事態を想定して始まる。これが、危機管理の要諦だということですから、答弁は要りませんから、そこは認識しておいてもらわないと、これからずっと問題意識が食い違うので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

で、今ね、町長答弁で、防災訓練やったから良かったという話しましたよね、災害対策本部の話でね。消防団の人たちも非常に良かったと。私もそう思います。だけど、問題は、ここに立派な災害対策本部に川俣町地域防災計画書とあるわけですね。個々にはですよ、各課長何やるかとみんな書っておりますよね、災害対策。そのとおり機能しましたか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 地域防災計画の中では、それぞれの任務分担がございまして、各課長の任務も出されております。そのような中で、今回、先ほど答弁申し上げましたが、この原子力災害対策という、本当に未曾有の大震災の中、混乱したという事実がございまして。そのような中で訓練してきた消防団の活躍についてのことを言

及したわけでありませけれども、役場の方も私が本部長、そして、消防団も副本部長として、本部のほうに最初から駆けつけていただいて、その指揮の下に各関係者が動いたということでございますが、今回、議員がお質しの完全に動いたんですかと言われれば、完全に動かない中で、それぞれ錯綜する中での活動をしてきたという事実でございます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　ここで休憩をいたします。再開は午後２時１５分に再開いたします。（午後２時００分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　再開いたします。（午後２時１５分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君）　それでは、再開させていただきますが、まず、町長ね、答弁で保健センターに災害対策本部を設置することを想定した準備が必要であったと、こう答弁しておりますよね。もともと保健センター造るときから保健センターは、川俣町役場本体は、昭和３０何年にできた老朽庁舎であって、地震がくれば持たないということは明らかだったわけでありませ。ですから、そもそも保健センターに災害時は本部が動くという前提で、保健センターは造ったはずであります。私も当時、職員で、その造った経緯は十分承知しておりますし、私も関与していたので、それは承知しております。そのために太陽光発電も入れたし、そのための充電機能も装備をしていたはずなんであります。ところが、私も災害時、本部に詰めましたけど、残念ながら充電機能は機能してない。何でだと言ったら、更新しなかったという話ですね。それから、災害対策設置要綱、これの１７７ページにはですよ、町行政無線、役場本部に基地局を設置ということで、基地局、通常は行政無線として使うけど、非常時には総務課が統制して災害無線として使うんだということで、町の公用車全車に無線を設置した経緯があるんです、川俣町はね、この計画に従って。ところが、これまた古川町長になって、全部廃止をしたわけでありませ。正に危機管理の基本、最悪の事態を想定して保健センターも災害対策後は動く。通常携帯電話でものは足りておりますけど、災害時に携帯電話が機能しないことは明らかなことでありませ。そういったことで、行政無線もすべての公用車に設置をしたと、こういうことがあるんですけど、全部古川町長になってからこういったことをやめたんですけど、こういった考えでやめたんですか。

○議長（新関善三君）　総務課長。

○総務課長（高橋清美君）　答弁申し上げます。

非常時の無線の大切は、大変分かっておりますが、今回、防災行政無線は、本庁舎被災の影響で、保健センター内の総務課消防係に基地局を設置しておりますことから、無線機を保健センターに１基、山木屋出張に１基、公用車に２基、消防団に１基であります。その重要性は確かに認識しております。今後そういったことを踏

まえながら、防災無線のデジタル化に向けてやっていきたいというふうなことを考えております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私が聞いたのは、そういうことは想定をして、既に先代の町長が整備をしてきたものを何でわざわざ古川町長になってから外したんですかということを知っているんですよ。太陽光発電の充電装置だってあれば、なにも発電機を持っていかなくたって、次の日まで持つだけの容量あったはずですよ。そういうことの最悪を想定して、先代の町長方がずうっと整備をしてきたものをなんで外したり、なくしたりしたんですかと私は知っているんです。だから、危機管理の要綱が分かっていないんじゃないですかということを知っているんです。最悪の事態というのは、そういうことでしょうか。電源が喪失するということを考えられますよ。地震では。電話が通じなくなる、当たり前の話ですよ災害時は。そういうことを想定してすべて整備をしてきたものをあつたものさえなくしたのは、なんでかということを知っているんです。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

現在の設備は老朽化が著しく、保守点検も困難だということから外しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 時間がなくなるからやめるけどね、そんなの保守点検しなかったらば、どんなものだって使えないのは当たり前の話ですよ。車だって、だから車検もあるし、どんな機械だってオーバーホールするわけじゃないですか。そして、常に危機に備えるというのが危機管理の基本でしょうということを知っているんですよ。その当たり前のことを当たり前にやっていないから機能しなかったということですから十分に反省してください。

それから、町長になってからこの防災計画に基づいた防災訓練って何回やりましたか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

私の記憶では、2回ほどだと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、これ毎年やることになっていますよね、たぶん。ですから、想定外のことだというふうに答弁の趣旨は、全部つながっている。私から言えば、想定内のことさえやっていないんですよ、川俣町は。だから、初動体制も遅れたし、その後の危機管理もできない、災害防災対策もできないということを知りたいんです。毎年これからやってくださいね。時間がなくなるから次にいきます。

それから、弱者対策の前に被害の全容、これつかんでおりますか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

東日本大震災による主な被害の状況ということでございますけれども、（不規則発言あり）全容と言いますと、工場とか商店の被害額とかはつかんでおりません。公共施設や農林道、また、農業関係の賠償請求額とか、商工業の賠償請求被害額についてはつかんでおりますが、全容については、その部分についてはつかんでおりません。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、復興計画とはさっき言ったように、どこの自治体だってそうなんですけど、被害があって、それを復旧するのにどうするのか、復興するのにどうするのかと、こういくわけじゃないですか。それなのに被害がつかんでいないのに、復旧だ、復興だという計画は、どうやったら作られるのかお聞きします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました工場、商店等につきましては明確につかんでおりませんので、今後の中でよく把握をしながら対応を考えております。また、公共施設や農林施設、町道施設についてはつかんでおりますので、それは計画にのっとって23年度から進めてきているところでございます。あとそのほか農業とか商工業の損害賠償等に基づく金額についても、これはそれぞれの団体のほうからの照会でつかんでおりますので、それにのっとって、今後の中の対応については考えてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、先ほど町長答弁で、今回の反省と教訓を生かしてとこう言っているんですけど、いいですか、この防災計画書の2ページの目的及び方針というところがあって、最後になんて書かれているかということ、振興対策、地域生活の再建強化、まず、第1番目にやるのは何か。教訓の整理と書かれているんですよ。そして、町復興計画の推進と、こうくるわけですよ。だから、非常時に応急対策もできないけども、ここに書かれている教訓の整理、これさえもやっていないということじゃないですか、川俣町は。だから、これだって今まで私ども議会全員協議会、当時ですよ、まずは現状の把握だと。そして、その非常時の教訓を整理して、復興計画を作りなさいと何回も言ってきました。皆さんのこのマニュアルですよ、災害の。議会のマニュアルじゃないですよ、これ。町職員全部が守って、これでやりましょうと決めているマニュアルです。ここに教訓の整理をなさいと書いてあるでしょう。だから、国で言えば、災害対策の議事録があるかないかという話をしているのは、正にこの教訓の整理をどうするかということ、議事録がどうなっているのかということが問題視されているんですよ。川俣町においては教訓の整理とはいつやるんですかこれ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

まずは、災害の全容を把握することから復興に向かっていくんだという、この計画にのっとなって進めているのかというような質問でございます。今回の大震災においては、私といたしましては、現在、全壊、半壊家屋等の検査を全部終わりました、やっておりました。そういったことを進めながら、この復興計画にのっとなった災害復旧とまた、町の再生復興に向けて取り組んでいくということで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長ねそんなこと聞いていないですよ私。これは、復旧の話。

それは復旧なんです。だから、いいですか、皆さんのマニュアルは、私が主張するまでもなく、復旧対策があつて、本当に復興対策やれると書かれているのこのマニュアルに。今、町長だのいろいろ課長が言うのは、復旧の話なんですよそれは。復旧するために、被害の全容を把握して、復旧対策を考えましょうということじゃないですか。その災害時そのものの教訓をどういうふうに生かして、復興対策に生かしていくのかということ整理しなさいと言っているんですよ。だから、そこは全く趣旨が違うんですよ。だから、この復旧も復興も何回言ってもごちゃ混ぜに議論してねやっているから、我々の主張が分からないというのは、私の言っていることが分からないし、せっかくこれほど立派なものを配って、全職員持っていたって分からないですよ、皆さん読んだりもしないんだから。じゃ次に行きますよ。それは違いますからね、町長ちゃんと認識して、今後、進めてください。

あの弱者対策のこともやりました、やりましたと書かれているんですけど、答弁ではそう言っていますよ。じゃ弱者対策の話は、対策要綱にのっとなってどのようにやられたのかお聞きします。（不規則発言あり）議長、あの質問通告していること聞いているんですからね、私は。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町長の答弁にございましたとおり、緊急時の対応ということでございましたので、町といたしましては、障がい者のいる世帯や1人暮らしの高齢者等の安否確認を最優先ということで、民生委員の皆さんや担当のケアマネージャーさんを通じまして実態の調査を行ったところでありまして、この防災計画書に定めます弱者対策の安全確保、全般には至らなかった部分もあろうかと思っておりますけれども、緊急時の対応といたしまして、当面はこういった民生委員、児童委員の皆さんを中心にした対応したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 黙っている間、私の質問時間から引いてください。議長、お願いします。緊急時は、川俣だけではなかったですよ、あのとき。飯舘村だってそうでしたし、二本松市さんだってそうでしたよ。だけれども、飯舘村も二本松市さん

も川俣よりもはるかに大変な、特に飯舘なんか大変な状況でした。でも、全戸に水も配ったし、全戸に食料も供給しましたよ。川俣町で弱者と言われる人々に対して、食料、水、こういったものはどのような対策を具体的にとられたんですか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま申し上げました安否確認のほかに、物資の供給不足と言いますか、食料の確保が困難という高齢者の世帯につきましては、町の災害対策本部のほうからある程度の食料と水の提供を実施したところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それでは、その供給した対象者数は何人いるんですか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

山木屋地区の民生委員さんを通じて配布していただきましたが、おおむね1人当たり5人程度の配布実績だったと思いますので、民生委員さんが6人いますので、30数件に対しましては、配付されたものと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 被災者は、山木屋だけじゃないわけじゃないですか。当時水も食料も電気も手に入らなかったのは、山木屋の人だけではなくて、全町民がその状態にあったわけでありまして。今、皆さんがお手もとに持っているこの防災対策のこれ平成12年かな、作ったのは。この204ページには、弱者対象者数は外国人を含めて5,704人と載ってますよね。5,704人が災害時の弱者だと、こう言っているわけですよ。現実には、今はもっと増えていますよね。なんでかと言ったら、高齢化人口が増えているから、65歳以上の人口が。身体障がい者の数だって増えておりますし、そういったことからいきますと、この当時でさえ災害弱者の人口比率は31%、総人口1万8,000人に対して31%ですよ。今、1万5,000人の人口に対して、災害弱者と言われる人は、5,700人をはるかに超えているわけですよ、実態は。そういった中で、今言ったように山木屋の人だけやりましたということをおたかも全町民にやったように言うのは、私は、虚偽の答弁だと思うんですよ。私が聞いているのは、全部のこの弱者対策をしたんですか。現に私の下に寄せられている声から言えば、ほかの人には御飯も食料もやっているんだけど、おら1人暮らしで90歳過ぎているんだけど、1週間何にもおらは届かなかった。やっと食堂始まって良かったと、大丸食堂で食べているおばあちゃんがありました。おれは川俣町民でないんだべかと言ってましたよ。そういう状況がなぜ発生したのか。それは、非常時だから発生したんじゃないんですよ。日ごろから訓練してないし、日ごろからその要綱がないからです。じゃ物資の調達は、どのようにやっていますか川俣町は。

○2番（高橋道弘君） 議長、2番。簡潔な答弁しないからいいです、それじゃ。あと調べてちゃんと答えてください。本会議で答弁できなかったら、後で私にくださいね、議長通してね。

それでは聞きますけど、最も関心のある原子力災害対策委員というのを作りましたね、今度。去年の議会からさんざん言われて作りましたね、これ。第2章、町対策本部の設置から始まるやつね。この中でヨウ素剤の配布というのがあって、何ページだっけ書かれていますよね。ヨウ素剤は、今、川俣町ではどの程度備蓄していて、どのような配布計画になっていますか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

安定ヨウ素剤につきましては、県のほうから保健センター内に服用の対象者の2回分に相当する量を保管している状況でございます。以上、答弁といたします。

（不規則発言あり）配布につきましては、県から指示があったときとされておりまして、甲状腺の投下線量が50ミリシーベルトを超えるとときに配布をいたしまして、100ミリシーベルトを超えるとときに服用することとなっております。なお、現在、保健センターで扱っているヨウ素剤につきましても、県から支給を受けたとき以降に配布という指示はございませんでしたので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それはね、法律ではそうなっているのは、誰だって知っている話なのよ。けども、現実的に今回の震災でヨウ素剤を配布したのは、三春町だけじゃないですか。それは県の指示がなかったからでしょ。だから、肝心なときに服用できなかったということで大きな課題になっているわけですよ。だとすれば、川俣町だってできなかったんだから、じゃ、そういうときはどうするのかということで、町が決めなくちゃいけないですよ。町自身が方針を持つべきだと私は思うんです。そういう考え方は、町長持たないんですか。町として判断するという。町長が、町民の安全な暮らし、健康、全部の責任者なんだから。県が機能しない、国が機能しないというならば、町の判断で三春町みたいにきっちり配るという体制を作っておかなかったら、県の指示があってから配布体制を作っていたのでは、いつになつたって肝心なときに飲めないわけでしょう。そういうことは考えないんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 原子力対策のヨウ素剤の関係でありますけれども、3月の17日ですか、このヨウ素剤の配布について、川俣町も全戸に配ることでの計画を立てました。三春町では配ることでの準備をしたわけでありましたが、その時点では、県のほうの保健所とも相談したんでありますが、今の時点では配ることはないという判断の下に、今、課長答弁申し上げましたが、ヨウ素剤を確保したんでありますけれども、配らなかつた経緯があります。しかし、配ろうということでの取組みはいたした経緯もございますので、全く対応できなかったということではなくて、取った

んでありますが、そのようなことの中で配らなかったという事実がございますので、ご理解を賜りたいと思います。質問にありますように、そういったことについては、すぐ対応するのが、この原子力災害対策の重要なことだと思っておりましたので、町といたしましても県のほうに話をし、ヨウ素剤を確保し、それを配布しようというようなことで進めた経緯がございました。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、配布体制を私は聞いたのね。決断と配布体制。だから配ると言ったら、どういうふうに配布体制ができているかと私はそうしたことは一度もありません、今まで。じゃ保健委員が配るんですか、お医者さんのうんぬんかんぬんという話になるわけでしょう。じゃ町内の医師会と協議をしますよ、その配布のときにちゃんとお医者さんに行ったら全部処方してですよ、こういうふうに飲みなさいと指導してくれる体制ができるんですか。40歳未満なんですよ、これ全部。40歳未満といたらすごい人口じゃないですか。じゃその人たちに配るのはいいけれども、正しく服用してもらうのかと、そういうことも含めてきっちりと整理をするべきではないですかと。その判断は町長がするべきではないですかということを私は聞いているんです。要は、この教訓が全然作付けの話をしなくちゃいけないからやめるんだけど、教訓が活かされていないんですよ、1回も。だって、災害時のもちろん議事録なんかはないのは私知っていますよね。ないですよ、実際ね。だから、そこをきっちりと整理して、各部で機能、班どおりは機能しなかったとしても、調達した人たち、医療班のした人たち、避難してきた人に対する一生懸命やった人たち、自治会の人たち、消防の人たち、警察の人たち、こういった人たちの声をきっちりと吸い上げて復興計画なんて作ってないじゃないですか。だから、本当に教訓を生かして、みんなが納得できる復興計画、復旧計画、作るというなら、まずは、役場の中の各部のきっちとした反省、提案、職員がみんなそれぞれ本気で思っているわけだから、それを受けるべきじゃないですか。そして、正に町長答弁で言っているとおり、消防団の方々が核になってやってくれた、民生委員の方々が弱者対策でやってくれたとするならば、その分もきっちりと聞いて、復興計画に書くべきじゃないですか。そういうことをやらないから、復興計画できてこのような復興計画作って喜んでいるわけでしょう、簡単に言えば。言っただけ悪いけれども、誰が読んだって、こんな復興計画納得できないですよ。町長も本気で読んだかどうだか知らないけれども、私は何回も読み直しているから、どこを読んだって納得できない、はっきり言うと。だから、きっちりと反省と教訓、この防災計画に書かれているんだから、教訓を整理して復興計画を作ってください。それをお願いして、次の質問に行きます。

まず、農地除染、さっきの話だと、田んぼは作付け前にやる、畑は収穫した後にやると言いましたね。除染目標は、じゃどうなっているんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） お答えします。

先ほど町長もお話ししましたが、まずは生産される米から放射能物質が出ないということを目標にしているということでございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 関係者の答弁で結構でございます。そういうふうに答弁してもらえれば、私も質問がしやすい。だから、米はいいですか、町長。米は作物から放射性セシウムが出ないようにやるんだと言っているわけでしょう。だから、作付け前に除染するんだと言ったんでしょう。じゃ野菜は、出してから除染するのかい、放射性セシウム。なんで畑のほうは、作物収穫した後に除染するという方針が正しくなるのか私には全く理解できないんで、その目的がですよ、放射性セシウムが作物に移行しないためにやるんだとすれば、当然、作付け前にやるのが、誰が考えたって常識だと思うんですけど。なんで野菜だけは、畑の方だけは、収穫した後に除染すればいいのかお聞きをします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 答弁いたします。

畑の場合、年間を通して作付けしている部分もありますので、春の収穫が終わったらということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、単純に言うと、春に作ったものからは、放射性セシウムが出ても構わないんだと、こういう方針なんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 作付けしている畑につきましては、除染作業ができないということなので、畑につきましては春の収穫が終わったらということでございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですからね、私は作付けするなど町長に言っているんですよ。誰がですよ、消費者が信用しますか、それで。春のものはねやってないからねと。春のものはやっていないから、ちょっと入っているかもしれないからと。夏からの大丈夫かもしれないと。それでは、消費者に対して私は責任を持った話ではないと思うんです。ここ町長、大切なところだから、多くの方々も傍聴に来てますから明確に教えてください。いいですか、去年の段階では、どれだけ放射性物質が作物に移行するかということは分からなかった。でやってみて、知事の安全宣言の後ですよ、あっちからもこっちからも出てきた。基準値以上の米が出た、いや野菜が出た、あんぽ柿が出たと。今度はですよ、1年作って放射性物質は作物に移行するということは明確になったわけですよ、程度の問題はあったけど。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○2番（高橋道弘君） 時間どおり言うんじゃないぞ。こっちの答弁の時間引くと言ったじゃないですか、議長。いいですか。

ですから、今度は危険性が予見されている中で作るということは、被害者である農家の方々が、消費者に対して今度は加害者になる可能性があるんですよ。そのの

責任は、町長どう取るんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

まず、作物の問題でありますけれども、畑、今、申し上げました。私のほうでは、畑の作物については、今年の8月から全部検査しておりますけれども、ノーデータであります。また、米についても作付けの後検査した結果、これはセシウムは出ております。畑から出たものは、実のなるものであります。ですが、これはしっかりと除染しなくちゃならないという下で、今度あの果樹畑の除染に入ることによって予算をいただいたところでございます。また、水田については、私は原則全部作って、そして、全部検査をすると。全量検査をして、そして、超したものは出さないと、そういう食管理制度みたいなものを確立することによって、消費者の皆さん方が安心して福島の米は食えるということになる体制を作るべきだということで、私はそのようなことを申し上げながら、川俣町といたしましても全量買い上げる。最悪どうしようもないときには、町としても買い上げる責任をもって、そういった作付けをしっかりとやることによって、そして、出たものをしっかりと管理することによって市場に出回らないようにすることによって、消費者の皆さんの安心を得ることができるのではないかと、そんな立場でこの全量検査をするというような話を申し上げておりますので、議員もご理解をいただきたいと思っております。決して消費者の皆さん方に不安のあるものを福島県川俣町が出荷するということになりますと、今後、農家そのものが私はやっていけなくなるんじゃないかと、そんな危機感を持っておりますので、これはやっぱりしっかりと消費者の皆さん方が安心して川俣のものを食べていただけるような土壌を作り、そして、野菜生産物を作って出していくというような体制を作っていくかと思っておりますので、そういったことに取り組むことを先ほど申し上げたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですよ、私そんなことを聞いているんじゃないんですよ。

だって全体検査やるなんて言ったってできますか、本当。できないじゃないですか。ましてや自家消費野菜なんていちいち検査してですよ、今日食う菜っ葉みんなして公民館に持ち込んで検査するんですか。今までノーデータでしたというけど、これは機械が精度が悪いからノーデータの話じゃないですか、今までは。今度新しく出るね5ベクレル以上全部出ますよというものでやったら、ほとんど出てくるじゃないですか。そうしたら、多くの農家だって現実に言えば、検査をしてだめだとなったら、食べてないですよ、自分だって。ましてや子どもさんいたり、お孫さんがいるような家では、決してお孫さん、子どもさんには食べさせないですよ、それは。自分が食ったって。それだけみんな神経質になって、子どもたちの健康を考えているんです。じゃこの検査体制に消費者の代表入れるんですかなんていう話はどこにも書いていないですよ。県の方針だってないでしょう、消費者の代表入れて、ほん

じゃ検査体制作るとか、消費者の方々が参加できる体制なんかどこにもないじゃないですか。そういうことで、生産者、作付け、作付けと作付けの話ばかり優先して、何のために作付けするのか、人間が食うために作付けするんだから。食う人間である消費者がいやだというものを作って、物事は成り立たないじゃないですか。そこをちゃんと町長は責任を感じてやっているんですか。だから、本当に消費者に加害者になるような川俣町にならないように、是非きちっと方針をもう1回見直して、さっきみたいに作付けした後に除染したって、作付けする前に除染したって同じだみたいな話だったら、除染したってしなくたって同じだということじゃないですか、はっきり言うと。現に県が示している指針だって、あんなことで下がるなどというデータはどこにもないじゃないですか。そのことをちゃんと認識して、作付けの方針を決めてください。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁いたします。

質問のとおりでございまして、その体制づくりをしていく。また、昨年、米の検査、町で全部やることにいたしました。そのときには消費生活研究会の皆さん方に入っていて、現実を見ていただきながら、消費者の目線でそれもしっかり確認していただくということでスタートしておりますので、これからの進めることは議員お質しのとおり、消費者の皆さんにも入っていた中で、そういう体制を作っていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議会事務局長（佐藤光正君） 時間となりました。

○2番（高橋道弘君） 質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、6番議員 菅野清一の登壇を求めます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 6番 菅野清一であります。私は、本定例会にあたり、この度の震災の避難民の1人として当局の姿勢を質すものであります。あの忌まわしい東電原発事故から、正確には今日が1年が過ぎ、津波も含め16万人の避難者が自らの土地を追われ、不自由な避難生活、そして、そのうち6万3,000人余りが県外の避難が続いている現状にあります。また、本県は、原発事故ということもあり、被災を受けた事業者の実に58%が事業所閉鎖、倒産に追い込まれている事実であります。昨年12月16日、国による東電福島第一原発の終収束宣言が出されたものの、その後の大量の汚染水漏れ、壊れた温度計による騒動、1月1日、夕方5時半の4号機燃料貯蔵プールの大量水漏れ、また、2号機の小規模の再臨海の持続、圧力容器の中性子計測管であるインコアモニターの故障など、到底収束宣言とはかけ離れた現状が続いており、現場はいつ再臨海が起こるか分からない危機的状況であることは明らかであります。特に4号機の貯蔵プール自体は深刻であり、当時3月28日より運転開始予定の準備のため、炉芯より燃料棒は抜いてあり、貯蔵プールに移動されておりましたが、その数1,535本の燃料棒がはまだ原子炉建屋4階のプールに貯蔵されているのであります。そのうち204本は、未使用の燃料集

合体であります。そして、548本は使用中のものであり、未使用、使用合わせて754本が使用済みでなく、現役の燃料集合体となっているのであります。しかも、4号機の燃料集合体、燃料棒は、いわゆる99タイプのB型と言われるものであり、直径1.2センチ、長さ4メートル50の燃料棒が81本で1束となって1本と数える仕組みになっております。1,535本でありますから、12万4,335本の燃料棒が今も崩れ落ちそうな燃料貯蔵プールに入っている現状であります。いわゆるこのペレットと呼ばれる燃料は、直径長さ1センチの円錐形型で、ウランの粉末を瀬戸物で焼き固めて作られており、1本の燃料棒に約350個詰められている。ゼルコニウム缶というカンに集合されております。問題は、このゼルコニウムカンの熔融温度であります。これは1,030度で溶けることになっております。使用済みであれば、燃料棒自らの使用済みであっても、燃料棒自らの崩壊熱が21万キロワットもあることから、冷却する水がなければ、溶けて再臨界することは明らかであります。燃料棒が損傷していれば絶対に臨界は起こりませんが、東電発表の写真でも分かるように、4号機の燃料集合体はきれいにラックに整理されており、損傷もないことから、臨界の危険性が極めて高いのであります。この燃料集合体を取り出し、熱のキャスクかプールに移すためには、新たにクレーンを設置することが必要になりますが、爆発炎上で建屋がめちゃくちゃのため、新たにクレーンを取り付ける骨組み工事は、来年の12月の完成というふうな予定になっております。地震が来る度、原発史上最悪の想定をしなければならないのが、4号機の現状であります。3月12日、午後3時36分の1号機の水素爆発、3月14日、午前11時1分の3号機の使用済み燃料棒の臨界爆発を伴った水素爆発、そして、翌15日、午前6時、4号機の爆発火災、同じく15日、午前6時14分の2号機サブプレッションチェンバーの水素爆発と、次々に原子炉建屋が破壊され、メルトダウンが起こり今日の災害をもたらしたのであります。事故から1年が経過し、次々に東電と国の嘘が明るみになってまいりました。これら一連の電源喪失による原発事故は、地震による送電線崩壊による送電線切断によるものが直接の原因であり、津波は全く関係ないことが後で分かりました。第2の補充電源である原子炉建屋地下にあるバッテリーは、1999年ころから地下配管の故障で浸水し使えなくなっている状態でありました。津波が原因とされている外部電源のディーゼルはその後の問題であり、何の関係もないことが、後ほど判明したのであります。また、格納容器にたまった高濃度汚染水の水素ガスの処理装置である自動復水装置、いわゆるゲソコンも機能していなかったことなど、驚くほど初歩的な管理体制ができていなかったことが明るみになりました。原発は、絶対安全という安全神話に任せ、原発の操作、運転は、東電でも技術的な管理、保守、維持はすべて協力企業という下請けに任せ、その実際の作業はその下請け、孫請けの企業にさせているという、正に原発企業特有の差別構造が、このような事故を招いたことは明白であります。このようなずさんな管理体制の原発から77億テラベクレルという大量の放射性物質がまき散らされました。その範囲は半径350キロにも及び、100万キロワットの原発からは

1日運転すると広島型原爆の3～4発分の核分裂反応が行われ、1年間運転すると、1トンのウランが燃やされ、広島型原爆の1,000倍の核分裂放射能物質、いわゆる死の灰を生み出しているのです。今回の福島原発事故では、1号機、46万キロワット、2号機から5号機までが78万キロ、いわゆる1号機から4号機の280万キロワットの原発が破壊され、高濃度放射性物質を拡散したのであります。あのチェルノブイリの事故は、原子炉の形態が全く違うものの、建設して2年目の100万キロワットたった1機でありました。それでもチェルノブイリは、福島県全域に匹敵する1万キロ平方メートル、約40万人の強制避難をさせました。福島原発をレベル7に上げた大きな特徴は、また、3号機のプルサマルにもあると言われております。3号機のプルサマル運転は、九州電力玄海原発、関西電力イカダ原発に次いで2010年10月から本県においては営業運転したものであり、福島県には核燃料税60億円が入ったのも承知の事実であります。プルサマルは、二酸化ウラン30%にプルトニウムを混ぜた燃料であり、プルサマル用のモックス燃料は、ウラン燃料より放射線量が約330倍、発熱量が3万3,000倍、爆発力が250倍もあり、使用済み燃料は550年経たないと温度が下がらないことは明らかであります。3月14日の3号機の爆発を見れば、爆発時の雲の色と、そして高さ、そして上空からばらばらに溶解落ちてきた燃料棒のかけらと、正にプルトニウムが降ってきたような恐ろしい光景であります。本来、3号機を含めた通常原発10基の原子炉は、ウラン燃料用に造られたものであり、極端に爆発力の強いプルサマルには、もたないと専門家の多くが指摘されていたものであります。比較的比重の重いと言われるプルトニウムの放射性物質が飯舘村や浪江町から検出されたのも、プルサマル運転の3号機の爆発だと専門家は見ております。いわゆるモックス燃料に使われるプルトニウム238は半減期が2万4000年であり、わずか1グラムで一旦体内に入れば50万人のがん患者を作ることのできる猛毒性を持っておるものであります。このモックス燃料を作って実際は販売していたのが、今、汚染処理に当たっているフランスのアルバ社であります。燃料で儲けて、汚水処理で儲けているというのが、この実態なのであります。正に収束宣言どころではなくなっている崩壊した原発からは、高濃度放射性物質がまだまだ出続けており、カバーをかぶせたはずの1号機からは、毎時1,000万ベクレル、1か月に70億ベクレルの放射能が放出されたおり、3機合わせて現在の大気中だけで432億ベクレルが放出されたと言われております。ヨウ素131が、昨年10月から12月にかけて、昨年5月よりはるか高い数値が検出され、セシウムは、12月が432億ベクレル、1月下旬には536ベクレルと大きな数値が検出されております。このように崩壊した原子炉建屋から高濃度放射性物質がただ漏れしている中、国は実際の土壌線量を見せず、空間線量の累積線量で避難区域の見直しを図ろうとしております。その指定値の基準が、国際放射線防護委員会と言われるICRPの20ミリシーベルトを基準にしていることが重大な問題となっております。その後の除染作業や避難解除の問題等に大きな影響を与えております。20ミリシーベルトは、

いわゆる原子力にかかわる人の大人の数値であり、昨年4月19日、文部科学省は、福島県教育委員会や関係機関に、子どもにまで20ミリシーベルトを必要とする目安を承知したことに対し、強い抗議がされたことは記憶に新しいことであります。20ミリシーベルト、いわゆる1日3.8マイクロシーベルトは、労働基準法はるか放射線管理区域の1日0.6マイクロシーベルトの約6倍にもなる数値であります。本来の法的基準数値は、放射性合意検証等による放射線障害の防止に関する法律を19条で1ミリシーベルトと決まっているのであります。これは、これから本格的に除染を計画するにも、帰還に向けた除染計画にも避難解除準備区域の設定にも大きな影響を与えるものであり、これらの状況を踏まえ、当面の課題に対して、当局の考えを質すものであります。

1点目として、原発事故に関する産業別経済被害の実態について、どのようになっているのかお尋ねするものであります。

2つ目として、健康被害の調査と検査体制の実情についてであります。これは、ホールボディカウンターも含めて、現状について当局の考えを質すものであります。

3つ目として、国の除染計画に対する町の姿勢は、どのような方針で臨むのかお尋ねするものであります。

4つ目として、避難者に対する生活支援の対応についてお尋ねいたします。これは仮設住宅の狭さ、また、借上住宅の連絡コミュニティの問題等も含めてお願い申し上げます。

5つ目として、避難解除準備区域の設定について、町の方針はどのようなものなのか。以上、5点について当局の考えを質すものであります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩をいたします。再開は午後3時20分といたします。  
(午後3時05分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。(午後3時20分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員のご質問に答弁いたします。

はじめに、第1点目の原発事故被害の対策はの(1)、原発事故による産業別経済被害の実態はについてのご質問でございますが、福島第1原子力発電所の事故により放射能が拡散された影響で、本町の産業へは多大な被害が生じております。平成24年2月1日現在で、関係団体を通じて集計しました産業別の被害であります。まず、農業の部門では、野菜が143名の被害で約2,791万3,000円、花卉が16名の被害で約66万8,000円、畜産が14名の被害で約1,207万8,000円、水稲については作付制限がされた山木屋地区のみであります。不耕作153名で約3億2,297万2,000円、葉タバコが68名の被害で約2億2,566万4,000円、酪農が12名の被害で約3億7,438万3,000円で、

農業総額で約9億6,367万9,000円となります。また、商工業につきましては、山木屋地区内の中小企業が40社で約3,674万4,000円、それ以外の被害が187社、約10億7,734万7,000円となり、商工業全体で約11億1,409万1,000円となっております。産業全体としましては、約20億1,000万円であり、平成15年川俣町の総生産額355億6,000万円に対し、5.7%となっております。

次に、(2)の健康被害の調査と検査体制の実情はについてのご質問でございますが、現在、福島県においては、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理を行うため、全県民を対象としまして、被ばく線量の推計を行うための3月11日以降の行動記録を調べる基本調査や長期的に健康状態の把握をするための詳細調査、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査等の県民健康管理調査を実施しております。当該調査のうち、18歳未満の全県民に実施する甲状腺検査につきましては、先行して山木屋地区住民を対象に、昨年10月9日から16日の日程で、また、山木屋地区以外の住民は11月14日から18日の日程で検査を行ったところがございます。また、今年の2月からは、16歳以上の全町民を対象に健康診査を実施し、2月末現在で約3,700人が検査を受けております。なお、16歳未満の町民については、福島県の指定を受けた小児科医で健康診査を受けており、2月末現在で1,000人を超過しております。内部被ばく検査については、県において、計画的避難区域に指定された山木屋地区住民を対象に、千葉県千葉市にある独立行政法人放射線医学総合研究で12人、茨城県東海村にある独立行政法人日本原子力研究開発機構で201人が検査を受けました。その後、福島県導入の車載型ホールボディカウンターを12月23日から28日、1月4日から6日の9日間、町保健センター脇に設置して、妊婦や0歳から3歳児の保護者、山木屋地区パトロール隊の方の計403人に検査を受けております。町においては、医療法人誠励会ひらた中央病院と協定をし、内部被ばく検査ホールボディカウンターを実施しており、昨年11月から行い、今年の3月末までに終了予定であります。4歳から5歳の幼稚園児、保育園児、小学生、中学生の全員と消防団1分団から9分団の団員100人で、合計1,390人の検査を実施しております。これらの検査結果等はデータベース化して、今後、30年間の健康管理と治療に活用することになっており、個人ごとに県民健康管理ファイルを作成して、県民に配布する予定です。この県民健康管理ファイルは、健康調査や検査の結果を記録、保管ができ、放射線に関する資料も掲載されることになっております。今後も将来にわたる健康管理を徹底することにより、安全、安心な生活環境を確保してまいりたいと考えております。

次に、(3)、国の除染計画に対する町の姿勢はについてのご質問でございますが、国で実施いたします山木屋地区の除染につきましては、昨年11月から実施している坂下地内の除染モデル事業と他の市町村で国が実施した除染モデル事業の成果と様々な専門家の知見を基に、環境省において、本格除染の工法等を現在、検討しているところであります。3月1日に本格除染へ向けた土地等への立入りの了解を頂

くため、説明会が実施され、多くの意見等が出されており、それらの回答を国として現在、検討している状況にあります。町としては、山木屋地区の除染を2年で終わるよう、徹底した除染とともに、山木屋の住民の意見等を反映した除染を国に対して求めており、今後も国に対し強く要望をし、一刻も早く原発事故前の状態を取り戻してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(4)、避難者に対する生活支援は万全かについてのご質問でございますが、町では、避難者の生活支援として臨時職員を採用し、山木屋地区安全パトロール隊60名、避難者対応として3名、仮設住宅へのバス運行運転手1名の64名を配置し、避難者の安全、安心対策を図るとともに、8月からは県が人材派遣会社へ委託した事業「がんばろう福島!“絆”づくり応援事業」を活用いたしまして、4名を派遣していただき、入居者のお世話係りとして、また、支援物資、チラシの配布を行うなど、仮設住宅の運営体制の強化も図ってきたところであります。また、介護予防事業として週1回の運動教室、隔週1回の栄養教室、毎月2回のいきいきサロンの開設を保健センター、地域包括支援センターが中心となって実施しており、毎回多数の参加者で避難者の健康面をサポートしております。更に、借上げ住宅に居住している方を含め、避難者の方々全般の取組みとしまして、川俣町社会福祉協議会から委嘱を受けた生活支援員が各戸を訪問し、相談業務を行ってまいりました。今後とも避難者の皆様のご意見を踏まえながら、住環境改善等について、強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(5)、避難解除準備区域の設定について町の方針はについてのご質問でございますが、昨年4月22日に、国によって山木屋地区が計画的避難区域に指定され、町は、地区住民の健康への不安等があることを踏まえ、避難することで山木屋地区住民の皆さんのご理解を得て、避難して頂いたところであります。今回、国では避難区域の見直しを実施する予定になっておりますが、町としては、避難するときは地区民皆さんと一緒に避難したことを考えますと、区域見直しにあたっては山木屋地区住民が統一した行動が取れるよう国へ要望してまいる考えでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今、町長の答弁あったわけですけど、若干の再質問をさせていただきます。

1番のこれは前回、先ほど同僚議員からも質問あった、いわゆる3回目に申されたこの資料に基づいたものですね。実際は、この数字は全体の何パーセントくらいに見えますか。

○議長（新関善三君） はい、答弁。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

それぞれ答弁申し上げました産業全体ということで20億円ということですが、昨日、東京電力のほうから再度新たな資料等もいただいたところであります。

て、その部分を見ますと、20億円でありますけれども、30億円ということでの内訳の中身となっております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） この30億円でどのぐらい支払われておりますか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

支払いの全体であります。まず、川俣地区と山木屋地区ということで分かれた資料をいただいたところであります。まず、川俣地区でありますと金額的にいきますと32%、山木屋地区におかれましては31%という数字でございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） たぶん今、この掌握する数字は、相当山木屋の場合は避難区域なので、わりとまとめやすかったという部分たぶんあるんですが、たばことか生産農家の組織がきちんとしている分については、それ以外はなかなか難しいと思うんですよ。そういう意味では、まだまだこれ洗い直しをしてもらって、まとめてもらわないとこれまずいのかなと。で、これ基本的には、今、南相馬、小高もそうですし、今、双葉町もそうですね。町が集団訴訟となって今やる準備を進めていますね。当然、やってしかるべきだと私は思うんですよ。なぜなら地方公務員法第31条になんて書いてあるか言わなくともご存じですよ。地方自治法第1条は何て書いてあるか、当然皆さん方分からないと職員になれないですから、よく分かっていますよね。さすれば、いわゆる憲法25条の生存権、13条の個人の尊厳も一緒でありますけど、法律制度に従ってやれば、町が被害の団体として町が先頭に立って、やっぱりこれ集団訴訟に持ち込むしかないんですよ。今、東電も昨日の段階で集団訴訟はなじまないということですけど、32～33人の団体が今、やりましたけど、3件ぐらい集団訴訟に入っています、東京電力には。ご存じのとおり、お金がない会社でありますから。3万6,000人の社員に、平均年齢39歳で745万円の給料を払って、年間売上5兆4,000億円。内部保留43兆円持っている会社ですから。だまされていかんですからね。社長は9億7,000万円退職金もらっているんですから。そのぐらい支払い能力ある会社なんですよ。金ないなんてだまされてはいかんですよ。そういう意味では、町が制度仕組みに従って私はやるべきだと思うんですよ。なぜなら納税者の利益に準ずる仕事をするのが役所の仕事でありますので、これ一部職員の話だと民民の話などという話しましたが、これ民間と民間の話ではありませんので、国策として、このでたらめな原子力行政をやってきた国、これはもう国も、町長も向かっていますよね。原子力事故調査委員ですから。全国に10人しかいない1人に選ばれているのですから。まして、町長は、国の役人と昨日も鹿野なんとかという何大臣か分かりませんが、来たようでありますけど、そういうチャンスはいくらでもありますので、これはきちんと訴状を付けて提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（新関善三君） 答弁。町長。

○町長（古川道郎君） 菅野清一議員の質問でありますけれども、集団訴訟を行っているところが出てきているという話は、私も新聞等で確認等をしているところでございますが、今、さっき答弁申し上げましたような被害の実態について、それぞれの農業に関する団体等が補償賠償審査会のほうに申し立てながら行動しているわけでありまして、今後、そのような中で解決策を見ない場合には、そういった集団訴訟という事態も出てくるのではないかと想定されますので、そういったことも踏まえながら、想定外じゃなくて、私どももそういうことを入れながら、集団訴訟になる場合はどういうことなのかというのを考えながら、これからの補償賠償問題には、取組んでいかなくちゃならないと思っています。今すぐ集団訴訟を起こす体制にはなっておりませんが、しかし、今後、この中でそのようなことの必要性が出てくれば、当然、そういったこともやっていくようになるんだと思っています。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今、原賠償の話だと思うんですけど、原子力賠償補償審査会というのは、紛争もしていないのに審査会を開いている状態でありますけど、これは文科省の傘下団体ですね。文科省は、原子力を推進している団体です。当然、やるわけないんです。だから、国民の生存権と財産権の侵害をしたわけですから。そして、川俣町役場は何をしようとしているかと言ったら、住民の福祉の増進を図ることを主たる目的とすると言って、ちゃんと地方自治法第1条に書いてあるわけですから、住民の側に立ってやるのが当然の私は仕事だと思うので、今すぐ即答はできないと思うんですが、町長のやっぱり基本的な姿勢として私はやっていただきたいと思うし、まだ、全体には固まっていないですから、相当な金額だと思います。福島県も、私も3月から県庁に行って確認をしてきましたけど、福島県全体で2,400億円だそうです、農産物の売上げが。ここ5年間で4割ぐらい落ちているそうです、農産物の価格低迷で。全体でそのくらいなんです。その関連産業はその5倍ありますから、1兆円以上なんですよ、現実の被害は。そういう意味では、ましてや町長は法学部出身ですから法律に詳しいわけなので、これはきちんとやっていただきたいと思います。

次、第2点の健康被害の問題についてであります。ホールボディカウンターの話ですけど、私も12月議会に言ったと思うんですけど、ホールボディカウンターをやっても無理です。あれはガンマー線しか検出できませんから。それで、一番の子どもの被害が一番大きなわけですね。子どもは、6か月過ぎると出ませんから、間違いなく。だから、去年、あのフジテレビで放送した番組見た方いるかと思いますが、4月の段階で、浪江町の赤穂にいた子どもがホールボディカウンター受けさせてくれと。そしたら、断ったんですよ。この断ったのが、あの悪名高い独立行政法人日本放射能医学研究所ですよ。最悪的な組織ですけど。ここが、子どもが暴れるからだめだと。その後1か月後にやったら、ノーデータですよ。60マイクロシ

ーベルト出たところにいた、出ないわけないでしょう、現実には。だから、今、長野県の松本市の市長、菅谷さんという有名な方いますよね。原子力の専門家です。この先生の話だと、彼は医者でもありますから、やっぱり子どもの被ばくについては、要するに今のような検査体制ではだめだというふうに彼も言っています。そういう意味では、もうホールボディカウンターなんて私やったって意味がないと思います。だから、福島県は遅らせたんじゃないですか。だから、そういう意味では、あのミスター100ミリシーベルトの山下教授を福島県の医大の学長に迎えた時点で、福島県はやったなど。あんなの4台ぐらいすぐ入る機械ですよ。型番聞いたらば、今、平田村でやったやつと同じ型番じゃないですか、福島県で入れた4台は。あれは昔の型ですよ。今は別の型ですよ。あんな古い型を入れて、検知しないの分かっている今、ホールボディカウンターやっている。正にインチキですよ、これ。こういうことをやって、安全だ安全だと。独立行政法人の日本放射線医学研究所の職員の話を知ると、職員用のマニュアルというのがありまして、あくまでも安全であることを強調しなさいと。個別の相談には乗らないこと。仕事として割り切ることと、ちゃんと書いてあったじゃないですか。これフジテレビに確認してみてくださいよ。ディレクターにも確認してください。これがホールボディカウンターの福島県の実態なんですよ。だから、恐ろしいんですよ。そういう意味では、超音波検査しかないんですよ。甲状腺の検査については、これはきちんとやっていただきたいと思います。今、たぶん最近は少なくなったと思うんですけど、今、町外に移す、要するに団体が来てますよね、川俣町にも。例えば1週間でも10日でもいいから、子どもはとにかく被ばくの強いところからは離しなさいということで、今、そういう運動は各地で今、展開されております。それは制度とか方法はいろいろあります。これまで川俣町では沖縄を含め、どのぐらいの市町村が受け入れて申込みに来ましたか。

○議長（新関善三君） 答弁。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます前に、質問の趣旨ですが、逃げているほうですか、受け入れているほうですか。

○6番（菅野清一君） 受け入れたいという団体がどのぐらい来りましたか。

○教育長（神田 紀君） あの川俣に。

○6番（菅野清一君） はい。

○教育長（神田 紀君） どのぐらいの自治体。ちょっとお待ちください。5自治体でございます。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） それはどこどこですか。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

あくまでも小中学生と幼稚園でございますが、まず、南相馬市、富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村、以上です。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 要するに川俣の子どもたちを受け入れたいと来た市町村が、どのくらいかということです。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 先ほど聞いたのと逆に私は理解しました。大変失礼申し上げました。受け入れたいという希望は、私の集計では13都県でございます。

以上です。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 13のたぶん八丈島も議会のほうで来たというのを聞いていますし、沖縄もそうだと思うんですけど、これから受け入れる考えはあるんですか、ないんですか。要するに、子どもをそこに出すような計画はあるのかなのかということです。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

私どもの教育委員会のほうには、転校を含めた、そういう避難者を受け入れるという具体的な要望等は現在少なくなっておりますが、ゼロではございません。ただ、この子どもたちが、親子ともども他県に避難するかどうかという問題は、私ども教育委員会がコメントする中身ではございませんで、保護者が希望すれば当然我々はその行きたい地域に応援をするという、そういう体制でございます。以上です。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これ教育委員会が直接動く、許認可権の問題等もあるので、私法律の専門家でないですから分かりませんが、これ原子力災害対策課か町長の政治的判断だと思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問では、川俣の子どもたちが、よそのほうで受け入れていただいたりすることがあったのか、また、今年はそういう考えがあるのかという質問だと思いますけど、答弁させていただきます。

昨年は、従来やっております中央区のスポーツ交流については受け入れていただき、今年も引き続き東京の方に来たくれという話が出されておりますし、また、昨年は、四国の三木町からも来てくれということで、子どもたちが60人ほど伺っておりますし、また、栃木のほうとか、そのほか個別の団体等があるわけですが、それぞれ呼び掛けがあったということでもあります。また、県内の会津のほうからも、うちのほうに来て、川俣の子どもたちの交流などをやらせてほしいというようなことも話も出されておりますので、今年もそういったことを踏まえながら、教育委員会と調整をして、子どもたちを外のほうに出られる環境づくりについては、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 1週間とか10日程度の保養も含めたいろんな制度あるみたいですので、積極的にやっていただきたいというふうに思っています。低線量被ばくっては、そんな簡単なものではないと思うんですよ。現実には、じゃ今の線量にしても、ほとんどが3月の17日以降の計測数なんです。当日の11日、12日が爆発で出ましたから、12日から17日までの計算がほとんど入っていないんですよ。ましてや内部被ばくは入ってません。だから、例えばですよ、この山木屋地区の1年間の、これ川俣も入っていますけど、累積線量、山木屋広久保今、見ていたらですよ、44.4ミリシーベルト、大変立派な数字これいただいています。これとて山木屋地区計算したのは、3月18日の午前10時からですからね。そのとき測ったのが15.7ですから、マイクロシーベルト。坂下地区の地べたが210あったと思った、たぶん5センチくらいのところが。その後140まで落ちましたけど。現実には、この低いところには10.1なんです、山木屋地区。だから、これ出なさいということになったんでしょう。じゃ山木屋地区が避難したときの基準はなんで避難命令下ったんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

年間線量が20ミリシーベルトを超えるということで避難という形になったところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 20ミリシーベルトとはどういう基準ですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

国際放射線防護委員会が言われておりますICRPと言われる団体の提言をいただいたものと理解をしております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ICRPは、放射線物質を取り扱う者の制限値を決めた数字であります。時間がないから言いますが、原理放射線障害防止法規則第3条、年間被ばく量を5.2ミリを超えるところは、放射線管理区域に一般の人の立ち入りは制限されております。1日0.6であります。1年間で同第4条においては、放射線業務従事者の被ばく線量が5年間で100ミリだから、1年間で20でICRPの数字になっております。第6条においては、妊娠中は1ミリシーベルトを超えないことが想定されています。そして、いわゆる労働基準法でも1.3ミリを超えたところには、いてならないことになっているはずであります。これは明らかにこの国の違法行為なんです。国はコンプライアンスを守らなくとも良いことになってますか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

守らなくとも良いということではありません。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 役場は内閣法制局はどこですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

総務課でございます。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 当然、職員も内閣法制局ではないでしょうけど、法に照らしたコンプライアンスを守る立場にいるわけですよ、現実には。本来は1ミリシーベルトなんですよ、積算量というのは。それを国が勝手に20ミリシーベルトに上げたところにいろんな問題が含んでいるわけなんですよ。例えば避難区域の問題、除染の問題もそうですよ。だから、こういうでたらめな除染計画が出てくるんですよ。いいですか。今度5ミリシーベルト下がったのかな国の除染が。これだって5ミリシーベルトというのは、当然のように放射線管理区域なんですよ。宮城県から岩手県まで入るんですよ、福島県半分と、この設定をすれば。そのくらい猛毒の要するに放射性物質を出したということですよ。町長は事故調査委員会だからたぶん分かると思うんですけど、その中の報告書全部私見ていないんですけど、圧力容器の温度って何度まで上がりましたか。聞いていますか。

私言います、時間がないので。当初の説明では、東電は2,800度と言ってましたよ。当時2号機から5号機は78万キロワットですから、実際の出力がその3倍ですから220くらいになりますよね。実際、電気になるのが78万キロワットだから78万キロと設定してある。あそこの圧力容器は直径が5メートル60、長さ22メートルあるんですよ。その中で5,000度近い温度になったわけですよ。あそこにある1,000本近い燃料棒が溶けて、重さ約150トンになります。それが16センチの圧力の窯を破って、たった3センチしかない格納容器に止まったと東電は嘘をついておりますけど、16センチのものに4,000度、5,000度で溶けたものがどうやって3センチで止まっているんですか。手品でも使ったのかと私言ったんですけど、そういうことをやったこと自体が、こういういきなり1ミリシーベルトが20ミリシーベルトに勝手に国が上げたから、避難区域の問題、今度の解除の問題が起きているんです、現実には。だから今、まことしやかに言われている除染にしても、例えば飯舘村の除染計画を見ますと、3,224億円です。そのうちの1,200億円は管理費です。ところが、あそこ270平方キロあります。とてもじゃないけど、そんな金額ではできないと思うんです。過日、山木屋地区の除染計画について農水省も何日か前来まして、農林省、環境省合わせて18名の大部隊がやってまいりまして説明をしておりましたけど、彼らいわく、1万ベクレルあつものが、2,600だから下がったと。4分の1なら良いものではないわけですよ。これはゼロにしなければ何の意味もないわけですから。だから、今度の説明会だって、皆さんの要望は山からやれというのが大半だったんです。現実にはそうすれば、1つの方向が出るんじゃないか。ところが、今、山木屋地区水田が23

6ヘクタール、畑が414ヘクタール、牧草地が288ヘクタールあります。合わせて938ヘクタール、残りが2,960ヘクタールの山地と山と原野であります。農水省、環境省の国のホームページの下のところを見ますと、山やせれば10アール150万円、先週あたりの協議の資料を見ますと300万円だそうです。当然、農地だって土入れ替えすれば、今から30年ほど前に〇〇〇〇カドミウム汚染があったときに、10アール60万円、土の入れ替えたんですよ。そうすれば恐らく200万円か300万円の金額はかかるだろうと。山木屋地区約4,000ヘクタールと計算して1兆2,000億円、飯舘は6兆円から7兆円と言われています。今の国がやろうとしている除染で本当に今の線量が下がると町は思っているのかどうか。思っていないのなら、また、別の考えになります。

○議長（新関善三君） はい、答弁。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

3月1日に山木屋地区の除染につきましては、説明会を開催させていただきました、いろいろとご意見をいただいたところでありまして、皆様のご意見等も踏まえて、今後、国のほうの環境庁のほうでまた来て説明があろうと思っておりますが、皆様の意見を十分反映をされた中身で来られるともとの理解をしております、この前、回答等ができなかったものについて、回答も併せて行うということになっておりますので、そのよう形で国の方でしっかりやっていただくというようなことで、町ではお願い、依頼をしているところであります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ということは、避難解除準備区域の問題もあるのでお尋ねするんですが、今、今月にも出されようとしている、国が法律を違反してまで出そうとしている、いわゆる5.2の放射線管理区域に強制的に戻そうとする国の悪らつな動きをきちんと明らかにするためには、その数字を出さなくてはまずいので私は聞きますけど、まず、20ミリシーベルト未満と上といわゆる3つに分けましたよね。山木屋地区は、今の段階だと2つに分けられそうです。葛尾村は3つだそうです。浪江町も3つです。飯舘村も3つに分けます。これが法律的に妥当性があるのかどうかお尋ねします、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今の避難区域の見直しで20ミリ未満、20～50、50以上という、その区域の設定になるわけでありまして、この法律は、原子力関係の法律のどこに該当するのかは、これからまだ具体的に説明はされておりませんので、そういったことが出てくるものと思っております。その点で私どももどの法律に該当するののかも確認していきたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これも弁護士とも相談しながら見ましたけど、これ原子力賠償補償法にも、国会賠償補償法にも、原子力法案にも、原子力規制法にもどこにもあ

りません。国が勝手に決めた法律なんです。ICRPの数字を取って。だから、明らかにこれ国の違法行為なんですよ。町長はきちんと法務大臣も含めて、きちんと抗議すべきですよ、これ、地方自治体の首長として。明らかにこれは国の違法行為ですから。とんでもない話ですよ。これが分からないと、この基準をあいまいにすると、要するに除染作業も全部狂ってくるんですよ。だから、例えば町長、山木屋地区の汚染状況分かりますか。昨年8月28日、発表した文部科学省の数値ですよ。山木屋地区1～12か所全部あります。ここの牧場は1か所だけ、田んぼ、畑、134、137、空間線量0.99でも134、137合わせた平米ベクレルが44万4,580ベクレルですよ。水境が一番多くて160万ベクレルですよ。低くとも55万9,000ベクレルですよ。ここに帰ってどうやって住むんですか。放射線管理域がはるかに超えていますよ、土壌線量見ても。地下、いわゆる客土の分5センチですか、これ下田代一番低いんですけど、でも7,410です。5センチ取ったらまた無くなるのかといたら、また15センチしたら2,470ベクレルが、キログラムの数であるんですよ、セシウム134が。ここから作った米は、どういう立派なものができるんですか。つまり、こういう数字を無視して、今、国は田んぼ削るの畑削るのとまあやれるものならやってみると私思いますけど、累積線量だって3月11日の段階で山木屋向出山23.9、大洪13.5、広久保の場合は44.4ですよ。この数字を見て、いかに大成建設だの大林組だのこれゼロにできると思っているんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、お質しの数量等でありますけれども、坂下地区の中間報告ということで出た経過がございますが、ゼロになるような数字ではないということで理解をしてございます。以上で答弁といたします。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今、課長答弁したとおり、正直言ってこれまともな人間だと考えられないんですよ。例えば削ったり集めたりして、要するに炙っても煮ても焼いても無くならないものですからね。集めれば集める分だけホットスポットで増えるだけです。だから、今、中間貯蔵施設はもめている。誰が見たってあそこは中間じゃないでしょう、最終処分場の話でしょう、浜通りだって。自分のところ住むところもないのに、なんで人のゴミ捨て場の段取りしなければならないんですかというのは当たり前ですよ。だから、基本的にその立場に立つてものを考えないとだめなんです。だから、国の仕事だから、来ているから説明するではだめなんです。だから、少なくともまあ町長も分かっていると思うんですが、この23.9とか13.5、44.4などというのは、本来なくていいものです。基本的には、数値目標ここをゼロに求めなくてはならないわけですよ。そうすれば、やるのであれば、耕地の前に山からやりなさいと。10アール例えば300万円かかったとしたってで

すよ。4,000ヘクタールなら12兆円ですか。できるんです、確かに、やる気になれば。たぶん以前の試算だと私が聞いた話では10アール150万円で試算すると大体6,000億円だと。管理費入れると約7,000億円になるだろうと。飯館はもう5兆6,000億円と前からそういうふうには言っているんですよ。6,100人の人口に対してですよ。やると言ったんだからやってもらいと私は思いますよ、現実にはどこがやろうと。これは政治生命をかけたってやってもらい。国が法律違反を犯して農地を汚して、我々を出したんですから。福島県全体そうですよ。明らかに福島県半分以上は管理区域ですから、法律から言えば。数字が多いからと言って勝手に上げて良いなどという状況にはならないわけですから。だから、そういう意味では、いわゆる避難区域解除準備区域はまあ論外でありますけど、この除染についてですね、これ環境省が何と言おうと、防衛省が何と言おうと、やるものはやれと、あなたは1万5,000人の代表になっているわけですから、まして国の原子力調査委員に選ばれた経験を持っているわけですから、そのくらいのことを言って当然当たり前だと思ふので、これは0になるまでやることを国に申し上げますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の方からのいろいろと現状の話、そして、質問があって、山のほうの除染はどうするんだということにつきましては、これは私どもも山のほうからやるべきだというような除染についての訴えはしてきたつもりでございます。現実には、山のほうにはただいまお話ありましたように、7割以上が山林を占めているわけでありますから、そういったところの除染をどういうふうにしていくのかについては、国のほうではまだ実際的なスケジュール等は出されておられません。先日、鹿野農林水産大臣が来町した折にもその話をしたわけでありましてけれども、林野庁のほうで現在、その山林の除染について今後進めていくというようなことを話されております。現実的に、今、山林で生活されている方々おられるわけでありまして。林材を使って。そういった方々が、例えば間伐をするにあっても、その放射線量はどうなっているのかと、具体的にそれを対応しなくちゃならないようになっておりますから、この除染も含めた山の山林経営も含めて、除染については今後、計画的にやっていくという話だけは今、出されておりますが、何年後にどうするということまでは、まだ言っていない現状であります。今回、山木屋の場合も議員も説明会で聞いており、20メートルの住宅から、あるいは農地から、そんなことでされておりますから、それで大丈夫なのかというのが、先日集まった皆様方の総意でありました。そういったことについては、この後の説明会に国のほうでも対応策については考えてくるということになっておりますので、その点についても私どももこれは町がそれで良いと言っている意味ではありませんから、しっかりと聞きながら、今後の除染対策の中にそれを生かしていかなくちゃならないということでの要望をしていく考えであります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あと15秒ありますから、要するに今、聞いたとおり、現実に

は山木屋の人は、やるのであれば山からやれと。そして、目標はゼロなんですよ。  
それが無いんですよ。1でもなければ1.2もないんです。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○6番（菅野清一君） 申し述べていただけるようお願い申し上げまして、質問を終わります。以上です。



◎散会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日13日火曜日は、午後1時から常任委員会を開催していただき、付託議案等の審査をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時06分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新関善三

同 副議長 齋藤博美

同 署名議員 高橋道也

同 署名議員 菅野清一